

# 富山県海岸漂着物対策推進地域計画

令和8年3月

富山県

# 目次

<b>第1章 総論</b>	1
1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画の位置付け	2
3. 計画の期間	2
<b>第2章 海岸漂着物等の現状と課題</b>	3
1. 富山県の海岸特性	3
(1) 自然的特性	3
(2) 社会的特性	4
2. 海岸漂着物等の状況等	6
(1) 海岸漂着物の量と質	6
(2) 海岸漂着物による被害の状況	14
(3) 海岸漂着物の回収・処理の状況	15
(4) 漂流ごみ等について	15
(5) これまでの取組み	17
3. 海岸漂着物等に係る課題	20
(1) 回収・処理に係る課題	20
(2) 発生抑制に係る課題	20
(3) 環境教育等及び普及啓発に係る課題	20
(4) 海洋プラスチックごみに係る課題	21
<b>第3章 計画の目指す姿と海岸漂着物対策</b>	22
1. 計画の目指す姿（将来像）	22
2. 計画の目標を達成するための指標	23
3. 海岸漂着物対策の基本的方向性	24
(1) 円滑な処理の推進	24
(2) 効果的な発生抑制の推進と流域が連携した取組みの拡大	24
(3) 環境教育及び消費者教育並びに普及啓発の推進	24
(4) 美しい富山湾を守る取組みの国内外への情報発信	24
(5) 国際協力の推進	25
(6) 多様な主体の役割分担と連携の確保	25

4. 海岸漂着物対策の内容	26
(1) 円滑な処理の推進	26
(2) 効果的な発生抑制の推進と流域が連携した取組みの拡大	28
(3) 環境教育及び消費者教育並びに普及啓発の推進	30
(4) 美しい富山湾を守る取組みの国内外への情報発信	31
(5) 国際協力の推進	32
(6) 多様な主体の役割分担と連携の確保	33
<b>第4章 海岸漂着物対策を重点的に推進する区域及びその内容</b>	<b>35</b>
1. 海岸漂着物対策を重点的に推進する区域	35
(1) 重点区域設定の考え方	35
(2) 重点区域の設定	35
2. 重点区域における海岸漂着物対策	40
(1) 海岸漂着物等の処理に関する事項	40
(2) 漂流ごみ等の処理に関する事項	41
(3) 海岸漂着物等の発生抑制、環境教育等及び普及啓発に関する事項	42
<b>第5章 海岸漂着物対策の実施に当たって配慮すべき事項</b>	<b>46</b>
1. 海岸漂着物等の状況の把握	46
2. 災害などの緊急時における対応	46
3. リスクマネジメントの強化	46
4. 地域住民、関係団体などの参画と情報提供	46
5. 計画の実効性の確保	46
<b>○用語解説（五十音順）</b>	<b>47</b>

## 第1章 総論

### 1. 計画策定の趣旨

富山県の海岸は、3,000m級の立山連峰を背景に、西に能登半島が張り出し富山湾を形成しています。四季の表情豊かな自然環境にも恵まれ、蜃気楼や埋没林、海底林が見られる「不思議、神秘の海」、ブリやホタルイカに代表される「天然のいけす、豊穡の海」、海越しに立山連峰が望める「眺望の海」として大変魅力的な海岸です。

しかし、こうした富山県の海岸を含む国内の魅力的な海岸の多くには、漂着物が押し寄せており、白砂青松に代表される美しい浜辺の喪失、生態系を含む海岸の環境の悪化、防護や環境浄化などの海岸機能の低下、漁業への被害などの深刻な問題が発生しています。

こうしたなか、本県では、海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進するため、「美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律（平成21年法律第82号。以下「海岸漂着物処理推進法」という。）や国の定める「海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針」（以下「基本方針」という。）に基づき、平成23年3月に「富山県海岸漂着物対策推進地域計画」（以下「地域計画」という。）を策定し、国、県、海岸管理者等（海岸管理者、港湾管理者、漁港管理者などをいう。以下同じ。）、市町村、民間団体、地域住民など多様な主体の役割分担と連携のもと、海岸漂着物の回収・処理や発生抑制対策、普及啓発等を推進してきました。平成25年度には、河口部で漂着物が多く見られる小矢部川流域をモデルとして、海岸漂着物対策推進協議会のもと、流域の行政、関係団体で構成する小矢部川流域部会を設置し、情報の共有を図るとともに、海岸漂着物の発生抑制に向けた行動計画「アクションプラン」を策定し、流域全体で連携した取組みを開始しました。平成28年3月の地域計画改定後には、海岸地域に限らず上流域を含む流域全体での取組みを推進し、県民や事業者の意識向上や自主的な清掃活動の拡大といった成果が見られるようになりました。また、令和3年3月の地域計画改定では①プラスチックの流出抑制、②漁業者と連携した漂流ごみ回収・処理体制の構築、③環境教育・消費者教育の推進が新たに盛り込まれました。

しかしながら、県内の海岸では依然として多くの漂着ごみが確認されています。また、県内の漂着物の多くが県内由来であるという正しい認識を持つ県民は3～4割にとどまっており、認知度の向上が大きな課題です。また、上流域での清掃活動への参加者や団体数は十分ではなく、県全体での一体的な取組みの強化が求められています。

国際的には、平成27年9月に国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」で、2025年までに陸上活動による汚染を含む海洋ごみの大幅削減がSDGsのターゲットに位置づけられるとともに、海洋に流出する廃プラスチック類（以下「海洋プラスチックごみ」という。）や微細なプラスチック類であるマイクロプラスチックが生態系に与え得る影響等について、関心が高まっています。平成28年1月には、世界経済フォーラム報告書において、「2050年までに、海洋中に存在するプラスチックの量（重量換算）は、魚の量を超過する」との予測が発表され、同年5月に開催されたG7富山環境大臣会合では海洋ごみ対策も議論され、同月の「2016北東アジア自治体環境専門家会合inとや

ま」では、今後の国際環境協力の取組みとして、海岸漂着物の調査継続等を確認した「2016とやま宣言」が採択されました。さらに、令和5年5月のG7広島サミットでは、令和元年6月のG20大阪サミットで共有された「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」の目標を10年前倒しする形で、海洋プラスチックごみによる追加的な汚染を2040年までにゼロにする目標が確認されたところです。

国内では、平成30年6月に海岸漂着物処理推進法が改正され（※）、海岸漂着物に加えて、沿岸海域の漂流ごみや海底ごみ（以下「漂流ごみ等」という。）についても円滑な処理の推進を図ること、マイクロプラスチック等の海域への排出を抑制すること等が盛り込まれるとともに、令和元年5月に「プラスチック資源循環戦略」や「海洋プラスチックごみ対策アクションプラン」が策定されました。さらに、令和4年4月にプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和3年法律第60号。以下「プラスチック資源循環促進法」という。）が施行され、プラスチック製品の設計、製造、販売、排出、リサイクルといった全段階において、「3R+Renewable」の原則に基づいた資源循環を促進することが定められるなど、海洋プラスチックごみに対する取組みは一層加速しています。

このような状況を踏まえ、海岸漂着物等（「海岸漂着物及び海岸に散乱しているごみ並びに漂流ごみ等」をいう。以下同じ。）の円滑な回収・処理の推進、環境教育や普及啓発等の発生抑制対策、海洋プラスチックごみ対策を一層推進するため、地域計画を改定し、今後とも国、県、海岸管理者等、市町村、民間団体、上流・下流の幅広い地域の住民、事業者などが一体となって、富山県の海岸の良好な景観及び環境並びに海洋環境の保全に努めます。

※ 法律名が「美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境並びに海洋環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律」に改められました。

## 2. 計画の位置付け

この計画の位置付けは、以下のとおりです。

- 富山県における海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進するための計画です。
- 海岸漂着物処理推進法第14条第1項の規定及び基本方針に基づき定める計画です。
- 「富山県廃棄物処理計画」や「富山県海岸保全基本計画」など、関連する各種計画と整合を図った計画です。
- 県、海岸管理者等、市町村、民間団体、上流・下流の幅広い地域の住民、事業者など関係者が一体となって取り組むための計画です。

## 3. 計画の期間

この計画の期間は概ね5年間とし、海岸や地域の状況の変化や計画の実施状況、海岸漂着物処理推進法その他の改正等に応じて計画の変更を検討し、必要があると認める場合には、速やかに計画の見直しを行うものとします。

## 第2章 海岸漂着物の現状と課題

### 1. 富山県の海岸特性

富山県の海岸は、総延長が147.4kmであり、美しい景観、貴重な自然環境が維持されている一方、海岸保全施設の整備や港湾・漁港の発展による人工的な海岸が多いことが特徴です。また、観光資源や観光施設なども数多く存在しており、地域住民からレジャー客・観光客まで、多くの人々が様々な形で海岸を利用することによってその恩恵を受けています。

#### (1) 自然的特性

富山湾は、西部の能登半島から東に向かって南に大きく湾曲して形成し、立山連峰をはじめとした標高3,000m級の北アルプスから一気に水深1,000mの海底に到達する急峻さは、世界的にも類を見ないダイナミックな地形を形成しています。この「高低差4,000m」の地形の海底には、「藍瓶（あいがめ）」と呼ばれる海底谷が多数発達しており、谷に挟まれた海脚や狭小な大陸棚が存在しています。また、富山湾は北東に開いた湾であることから、北北東～東北東の強風時には沿岸域に高波浪が押し寄せます。この複雑な地形と富山湾特有の「寄り回り波」や冬期風浪などの海象条件があいまって、全国でも有数の浸食海岸となっています。

一般的に海岸漂着物は、海上を吹く風の影響を受けつつ、海流によって運ばれると考えられています。富山湾の沖には対馬暖流が流れ、この分流が富山県付近の沿岸に向かって流入しています。また、水深構造をみると、表層には黒部川、常願寺川、神通川、庄川、小矢部川などの多くの河川等の影響を受けた塩分の低い「沿岸表層水」、その下層から水深200～300m付近には「対馬暖流系水」、さらに水深300m以深には低温の「海洋深層水（日本海固有水）」が存在しており、湾内の海水流動はこの3層の動向によって季節ごとに複雑に変化しています。

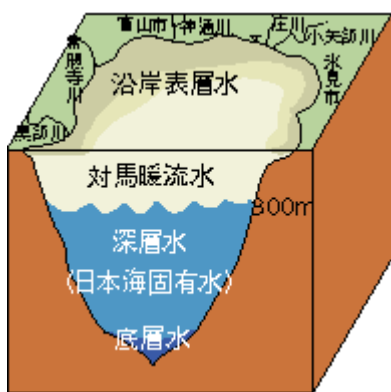


図2-1 富山湾の海洋構造のイメージ

(出典：富山深層水協議会HP  
「富山の深層水辞典」)

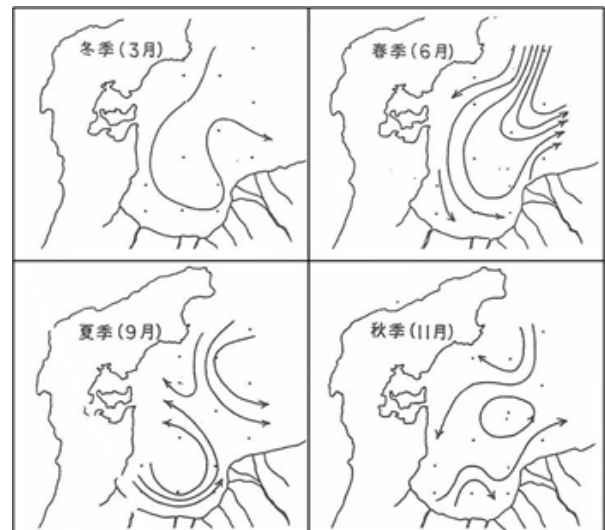


図2-2 各季節における富山湾の平均的な流動状況

(出典：昭和60年 日本全国沿岸海洋誌  
日本海洋学会沿岸海洋研究部会編)

富山県沿岸には、日本の渚・百選に選ばれた「雨晴海岸・松田江の長浜」、「宮崎・境海岸」、おくのほそ道の風景地として国に名勝指定された「有磯海」、日本の白砂青松 100 選に選ばれた「古志の松原」、「松田江の長浜」、日本の夕陽百選に選ばれた「生地海岸」、日本風景街道に登録された「しんきろうロード」など、富山ならではの自然や風景を楽しめる海岸が多く存在します。

また、沿岸域の貴重な自然環境を保護するため、朝日県立自然公園、能登半島国定公園などの自然保護地域が指定されています。さらには、海越しに立山連峰を望む美しい景観や、海や森を守る県民総ぐるみの取組み等が評価され、富山湾は平成 26 年 10 月に「世界で最も美しい湾クラブ」への加盟が承認されました。

## (2) 社会的特性

富山湾は、複雑な海底地形に加え、対馬暖流系水と海洋深層水（日本海固有水）がごく沿岸まで接近する好漁場としての条件が揃っているため、古くから定置網漁業を中心とした沿岸漁業が発達し、沿岸域には 16 漁港が整備されています。

また、古くから海上交通と交易の要衝として栄え、沿岸の工業の集積の中心となる「伏木富山港」は、日本海側の総合拠点港に選定されたほか、「国際海上コンテナ」、「国際フェリー・国際 RORO 船」及び「外航クルーズ（背後観光地クルーズ）」の機能別拠点港に選定されるなど、日本海沿岸を代表する港湾となっています。これに加え、令和 6 年には「伏木富山港港湾脱炭素化推進計画」が策定されるなど、近年の環境意識の高まりを受け、港湾機能の高度化と並行して脱炭素化への取組みが進められています。

さらに、沿岸域には海水浴場やキャンプ場のほか、海浜公園・植物園や海王丸パーク、富山湾の眺望を楽しめる富山湾岸サイクリングコースなどが整備され、多くの人々が集い憩う場が整備されています。

平成 26 年 10 月には、富山湾が「世界で最も美しい湾クラブ」に加盟し、これを受け、沿岸市町や民間団体においては、イベント開催や清掃活動、フォトラリーや大学での講座開設など、富山湾を活用した取組みが活発に行われています。こうしたなか、加盟から 10 周年を迎えた令和 6 年には、記念行事としてヨットレースや海への感謝を込めた海岸清掃が行われたほか、海に親しむシンポジウムが開催され、ユネスコ政府間海洋学委員会（IOC）議長による基調講演も行われました。これらを通じ、富山湾が国際的に評価される景観や環境を今後も守り、広く発信していくことの重要性を改めて認識する機会となりました。



「世界で最も美しい湾クラブ」加盟記念モニュメント  
(海王丸パーク)



「世界で最も美しい湾クラブ」加盟 10 周年  
記念清掃 (海老江海浜公園)

そのほか、富山県は「富山物質循環フレームワーク」の実現に向けた「とやまモデル」が確立した「環境・エネルギー先端県とやま」として、令和元年7月にSDGs 未来都市に選定されたほか、令和7年3月には「サーキュラーエコノミー推進ロードマップ」を策定し、資源循環を軸に、経済の持続的な発展とウェルビーイング社会の実現を両立させる取組みを進めています。

こうした取組みは市町村にも広がっており、海洋汚染の防止や海の豊かさを守るための取組みが行われています。平成30年6月にSDGs 未来都市及び自治体SDGs モデル事業の選定を受けた富山市では、平成31年3月に（公財）日本財団と「海洋ごみ対策にかかる連携協力協定」を締結し、河川等へのオイルフェンスの設置や啓発サインを使ったPR等、海洋ごみ対策のモデル構築に向けた共同事業を実施しています。令和元年7月に、同じくSDGs 未来都市及び自治体SDGs モデル事業の選定を受けた南砺市では、海岸漂着物が山から川、海へとつながる水の流れを通じて発生することを住民に周知し発生抑制対策につなげるため、河川ごみの漂流経路調査等に取り組み、その内容を環境教育の教材として活用しています。このほか、令和5年11月に「脱炭素先行地域」に選定された高岡市では、地域経済循環・サーキュラーエコノミーの構築に向けた取組みの一環として、市街地に資源回収箱「ECO BASE」を設置するなど、それぞれの地域で特色ある取組みを展開しています。



オイルフェンスの設置（富山市）



資源回収箱「ECO BASE」（高岡市）



GPSボトルを使った調査（南砺市）



環境教育の実施（南砺市）

## 2. 海岸漂着物等の状況等

### (1) 海岸漂着物の量と質

富山県の海岸では、地域によって海岸漂着物の量や質に違いはあるものの、依然としてほぼ全域でその存在が確認されています。

環境省によれば、令和元年度から5年度に全国で回収された海岸漂着物の量は、約2万7千～5万4千トン/年で、そのうち富山県内での回収量は、248～968 トン/年とされています。

(表2-1 参照)

表2-1 海岸漂着物の回収量の推移(トン)

	R1	R2	R3	R4	R5
全国合計	27,363	27,804	39,071	54,345	27,641
富山県	968	343	248	514	544

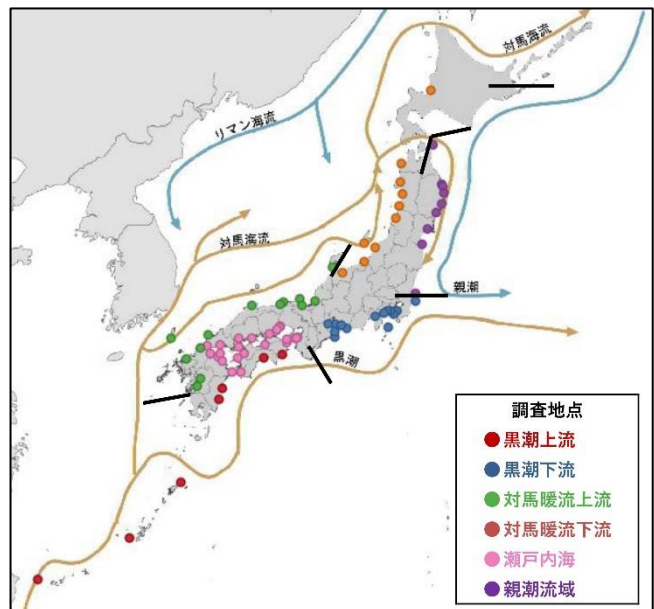
(出典：令和6年度 海洋ごみの実態把握及び効率的な回収に関する総合検討業務報告書(環境省))

漂着ごみの組成調査については、令和元年度まで環境省主体で実施されていましたが、令和2年度より地方公共団体が主体となって、調査が継続的に実施されています。令和5年度の調査では、人工物について品目ごとに集計した場合、特に、「漁具」や「ボトルのキャップ、ふた」、「飲料用ペットボトル」の個数が多かったと報告されています。(表2-2 参照)

表2-2 漂着ごみ組成調査の結果

### R5個数ランキング

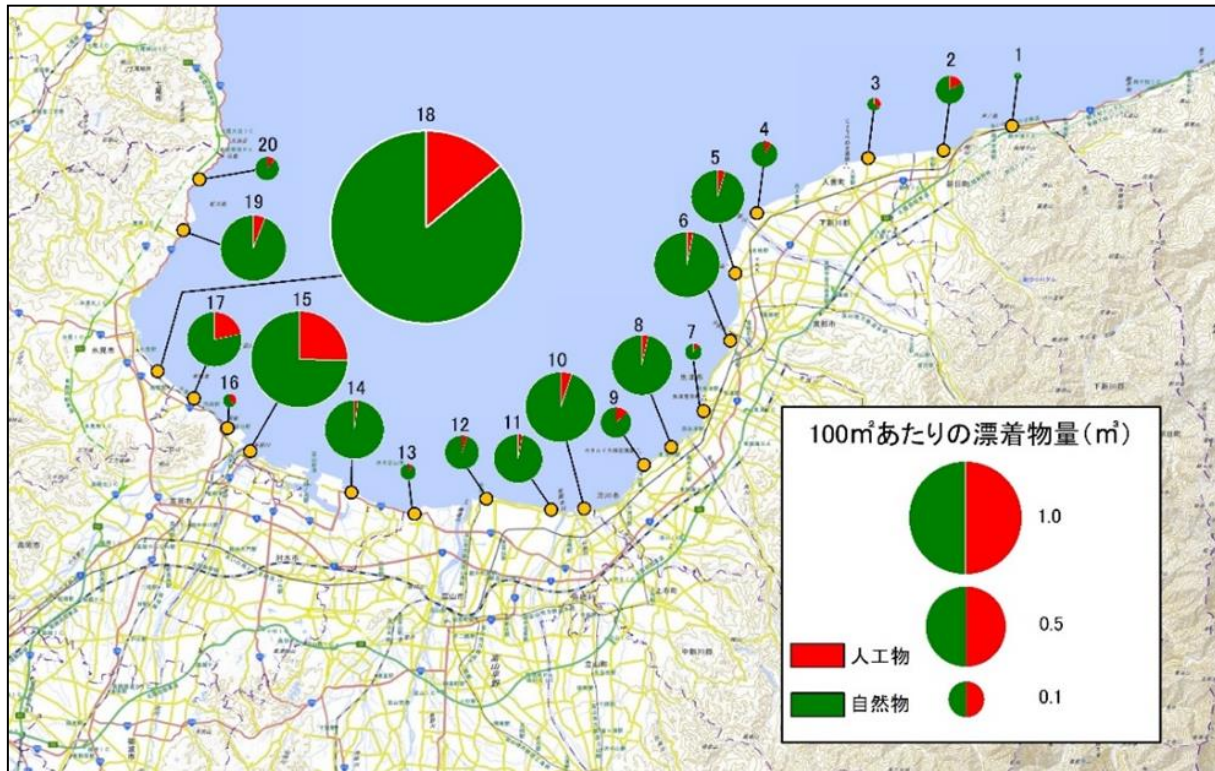
順位	R5			R4順位
	品目	個	割合	
1	カキ養殖用まめ管(長さ1.5cm程度)(漁具)	15,594	17.8%	1
2	カキ養殖用パイプ(長さ10-20cm程度)(漁具)	11,084	12.6%	6
3	プラ製ロープ・ひも(漁具)	10,129	11.5%	5
4	ボトルのキャップ、ふた	9,698	11.1%	2
5	飲料用(ペットボトル)<1L	6,430	7.3%	4
6	プラスチックその他(必須項目)	4,549	5.2%	9
7	ポリ袋(不透明&透明)	4,487	5.1%	7
8	発泡スチロール製コップ、食品容器	2,522	2.9%	22
9	金属	2,161	2.5%	16
10	その他の漁具・釣具	2,152	2.5%	8



(出典：令和5年度漂着ごみ組成調査データ取りまとめの結果について(環境省))

県においても、平成21年度から県内全域の海岸を対象に、継続的に海岸漂着物の状況調査を実施しています。令和6年度の調査では、過去の調査と同様、県東部よりも県西部の漂着物量が多い傾向にあり、100m<sup>2</sup>当たりの量が特に多かった海岸は、氷見市の松田江海岸(2.860m<sup>3</sup>、平均値の約9倍)、射水市の六渡寺海岸(0.730m<sup>3</sup>、平均値の約2倍)でした(図2-3参照)。

海岸漂着物の量 (m<sup>3</sup>) (通常時、令和6年10月~11月)

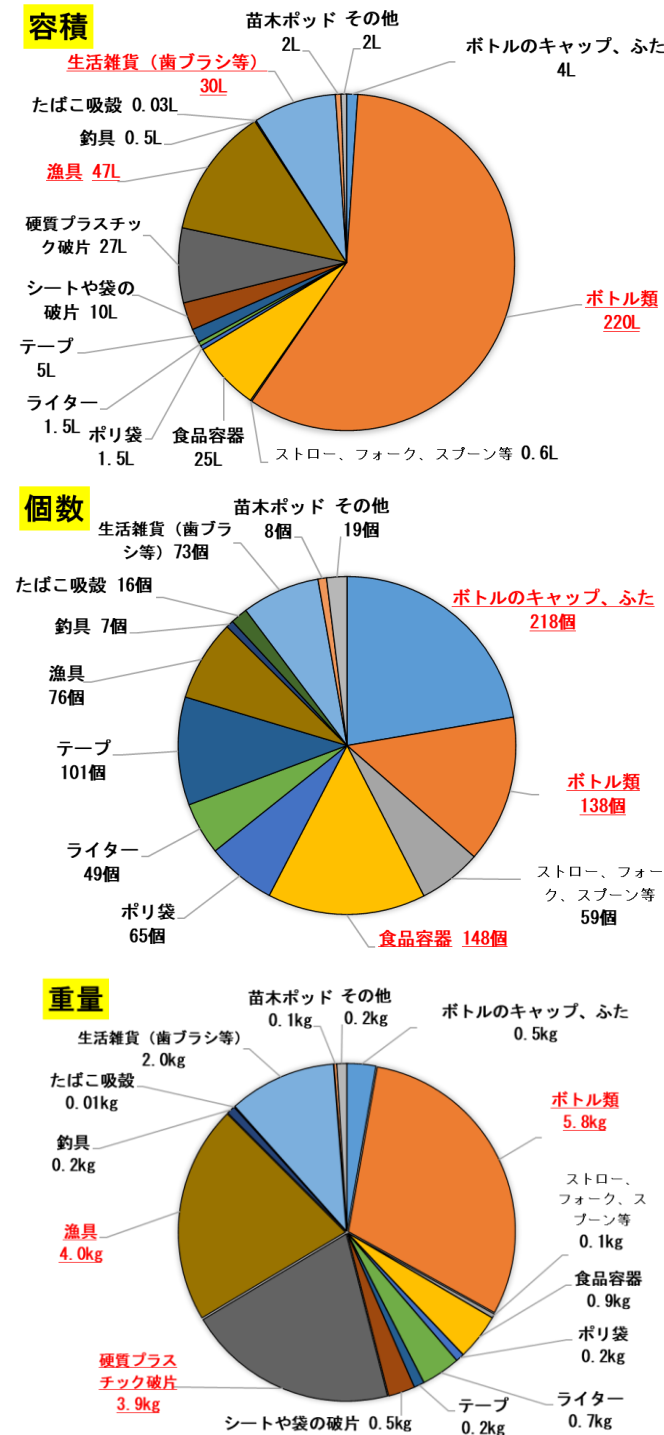


ゾーン	No.	海岸名
下新川	1	朝日町 朝日海岸(境地区)
	2	朝日町 朝日海岸(大屋地区)
	3	入善町 入善海岸(八幡地区)
	4	入善町 入善漁港海岸(芦崎地区)
	5	黒部市 黒部漁港海岸
富山湾奥	6	魚津市 経田海岸
	7	魚津市 大町海岸
	8	滑川市 吉浦海岸
	9	滑川市 海浜公園
	10	富山市 水橋漁港海岸
	11	富山市 浜黒崎海岸

ゾーン	No.	海岸名
伏木富山港	12	富山市 岩瀬浜
	13	富山市 四方漁港海岸
	14	射水市 海老江海岸
	15	射水市 六渡寺海岸
	16	高岡市 国分浜
氷見	17	高岡市 松太枝浜
	18	氷見市 松田江海岸(柳田地区)
	19	氷見市 小境浜
	20	氷見市 女良漁港海岸

図2-3 令和6年度海岸漂着物概況調査結果

海岸漂着物の質を見ると、ほとんどの海岸でアシなどの草類や流木といった自然物が高い割合を占めています。また、人工物の中ではプラスチック類の割合が依然として高く、日常生活に伴って発生するものが多くなっています。プラスチック類の組成について県内の3海岸（岩瀬浜、六渡寺海岸、松田江海岸）で詳しく調べてみたところ、「ボトルのキャップ・ふた」、「ボトル類」（飲料用ペットボトル等）、「漁具」が多く見られました（容積・個数）。一方、重量で見た場合、これらの他に「硬質プラスチック破片」が多く見られ、物理的外力や太陽光の紫外線等により破壊、碎片化したプラスチック類も海岸に多く存在することが示されました（図2-4参照）。



令和6年10月、射水市の六渡寺海岸にて、海岸線方向50m幅で回収されたプラスチックごみの一部（写真上から）①ボトル類、②漁具（浮子）、③ボトルのキャップ・ふた、④硬質プラスチック破片。

図2-4 プラスチック類組成調査の結果

確認されたプラスチック類の言語表記では、日本語表記のもの（ペットボトルキャップ等）が最も多く、次いで中国語（簡体字・繁体字）がほとんどでした。数は少ないものの韓国語（ハングル）、ロシア語、タイ語のものも確認されています。

また、これまで岩瀬浜で経年的に実施してきた組成調査（令和2年度～令和5年度）の結果との比較では個数ベースではいずれの年度も人工物（プラスチック類）が多く、いずれの年度にも「ボトルのキャップ・ふた」や「ロープ・ひも（漁具）」が個数の上位に入りました。（表2-3、2-4参照）。

表2-3 岩瀬浜での人工物と自然物の漂着量の推移

年度		R2	R3	R4	R5	R6
個数（個）	人工物	413	826	239	510	316
	自然物	400	51	1	14	2
	合計	813	877	240	524	318
容量（L）	人工物	98.2	125.7	74.1	36.7	60.3
	自然物	840.0	2,688.0	436.7	720.0	1,120.0
	合計	938.2	2,813.7	510.8	756.7	1,180.3
重量（kg）	人工物	13.0	13.7	2.2	8.6	7.0
	自然物	125.7	128.0	32.1	112.0	201.4
	合計	138.7	141.7	34.3	120.6	208.4

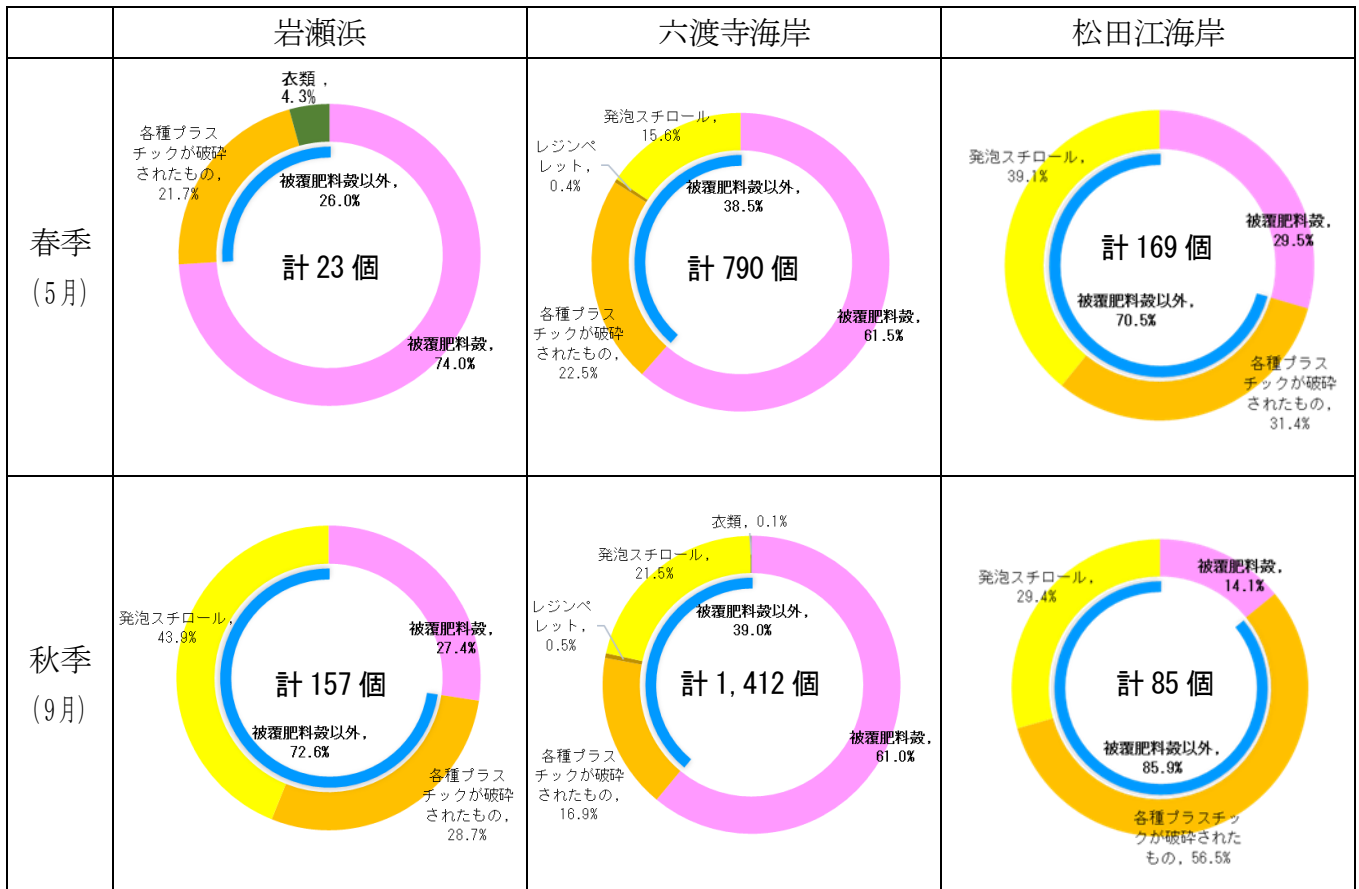
表2-4 岩瀬浜での漂着量の多い人工物の品目の推移（上位5品目）

集計	順位	R2	R3	R4	R5	R6
個数	1	ロープ、ひも（漁具）	ボトルのキャップ・ふた	食品の容器包装	ボトルのキャップ・ふた	ロープ、ひも（漁具）
	2	テープ（荷造りバンド、ビニールテープ）	プラスチックその他	漁網（漁具）	ロープ、ひも（漁具）	ボトルのキャップ・ふた
	3	ボトルのキャップ・ふた	食器容器（発泡スチロール）	ロープ、ひも（漁具）	たばこ吸殻（フィルター）	ストロー
	4	たばこ吸殻（フィルター）	たばこ吸殻（フィルター）	ボトルのキャップ・ふた	生活雑貨（歯ブラシ等）	テープ（荷造りバンド、ビニールテープ）
	5	コップ、食器	木材（木炭等含む）	ストロー	木材（木炭等含む）	木材（木炭等含む）

5mm以下の微細なプラスチック類は「マイクロプラスチック」と呼ばれ、生物が餌と間違えて食べてしまう等、生態系への影響が懸念されています。マイクロプラスチックは、洗顔料や歯磨き粉等のスクラブ材等に利用されているマイクロビーズ、プラスチック製品の原材料であるレジンペレット等の「一次マイクロプラスチック」、プラスチック製品が自然環境中で紫外線や物理的要因で破碎・細分化された破片等の「二次マイクロプラスチック」に分類されます。

令和6年度に県が実施した調査では、対象とした県内3海岸（岩瀬浜、六渡寺海岸、松田江海岸）のすべてで、被覆肥料殻（ポリエチレン、ポリウレタン）や、生活ごみ由来のポリエチ

レン、ポリスチレン、ポリプロピレンのマイクロプラスチックが確認されました。マイクロプラスチックの削減のためにも、プラスチック製品の発生抑制を中心とした3Rの推進や流出防災対策及び清掃活動の必要性が改めて確認されました（図2-5参照）。



<採取したマイクロプラスチックの例>

①ポリエチレン



破片 (1.0~5.0mm)



破片 (0.3~1.0mm)



被覆肥料殻 (1.0~5.0mm)

②ポリスチレン



破片 (1.0~5.0mm)



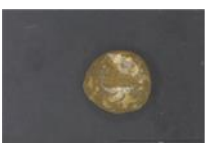
破片 (0.3~1.0mm)

③ポリプロピレン



破片 (1.0~5.0mm)

④ポリウレタン



被覆肥料殻 (1.0~5.0mm)

<参考>素材ごとの用途の例

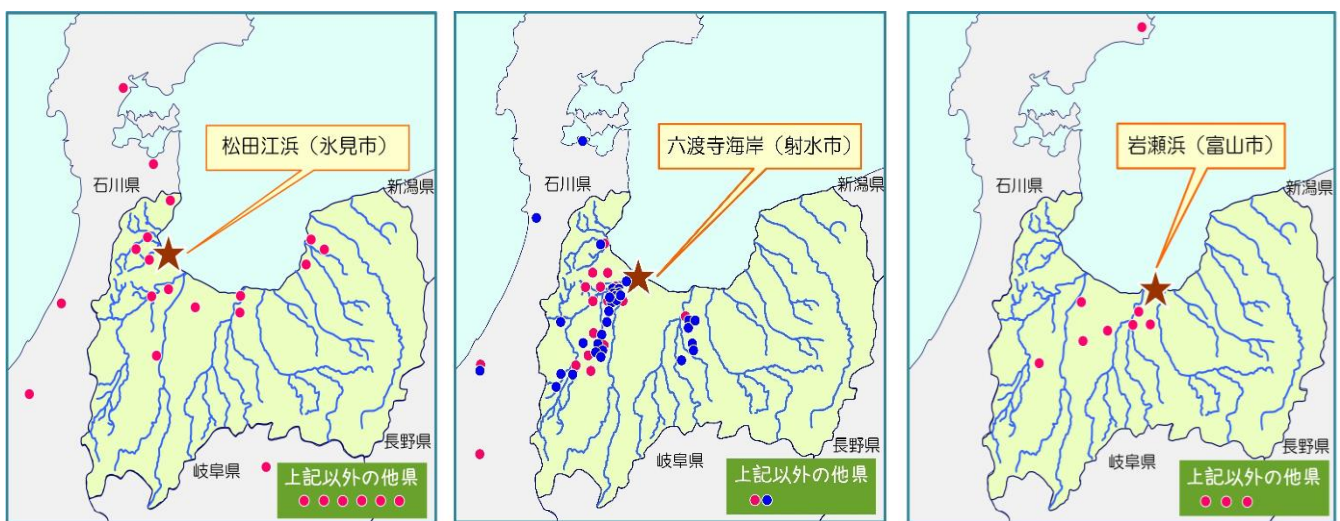
ポリエチレン	レジ袋、食品容器、台所用品、ロープ、ポリタンク、被覆肥料殻 など
ポリスチレン	食品トレイ、食品容器、カップ麺容器、CDケース、緩衝材 など
ポリプロピレン	洗剤ボトル、台所用品、文房具、家電部品、自動車部品 など
ポリウレタン	自動車部品、断熱材、防水材 など

図2-5 マイクロプラスチック調査結果

海岸漂着物の発生源に関しては、環境省が実施したシミュレーション結果<sup>※</sup>で、本県の海岸漂着物の約8割が県内から流出したものであること、さらに、本県から流出したごみ他地域にも漂着している可能性があることが指摘されています。

※平成19年度漂流・漂着ゴミに係る国際的削減方策調査業務報告書、環境省

このことを受けて平成24年度から25年度にかけて県が実施した県内の海岸漂着物の発生要因調査（①ライター消費地調査、②河川におけるごみの流出・分布状況調査、③オイルフェンスによる川を流れるごみの調査、④発信機付きボトルの漂流・漂着経路調査）の結果、多くのごみが県内から河川を通じて富山湾へ流出し、その一部が海岸に漂着することが確認されています。



★ : 海岸の位置

● : ライター消費地（ライターに記載された住所をプロットしたもの）

（● 24年度の調査（3海岸で実施）

● 25年度の調査（六渡寺海岸で実施））

氷見市の松田江浜及び富山市の岩瀬浜については、消費地（プロット地点）が県内の広い範囲又は他県に散らばっていますが、射水市の六渡寺海岸の場合は、海岸が位置する小矢部川流域の流域内にかたまっています。海岸ごとに差はありますが、県内陸部から流出したごみが海岸に漂着していることを示しています。

図2-6 ライター消費地調査結果



河川敷



浅瀬



川べり



落差工（ドンドコ）

図2-7 河川敷や川べり等のごみの状況



オイルフェンスによる  
ごみの回収



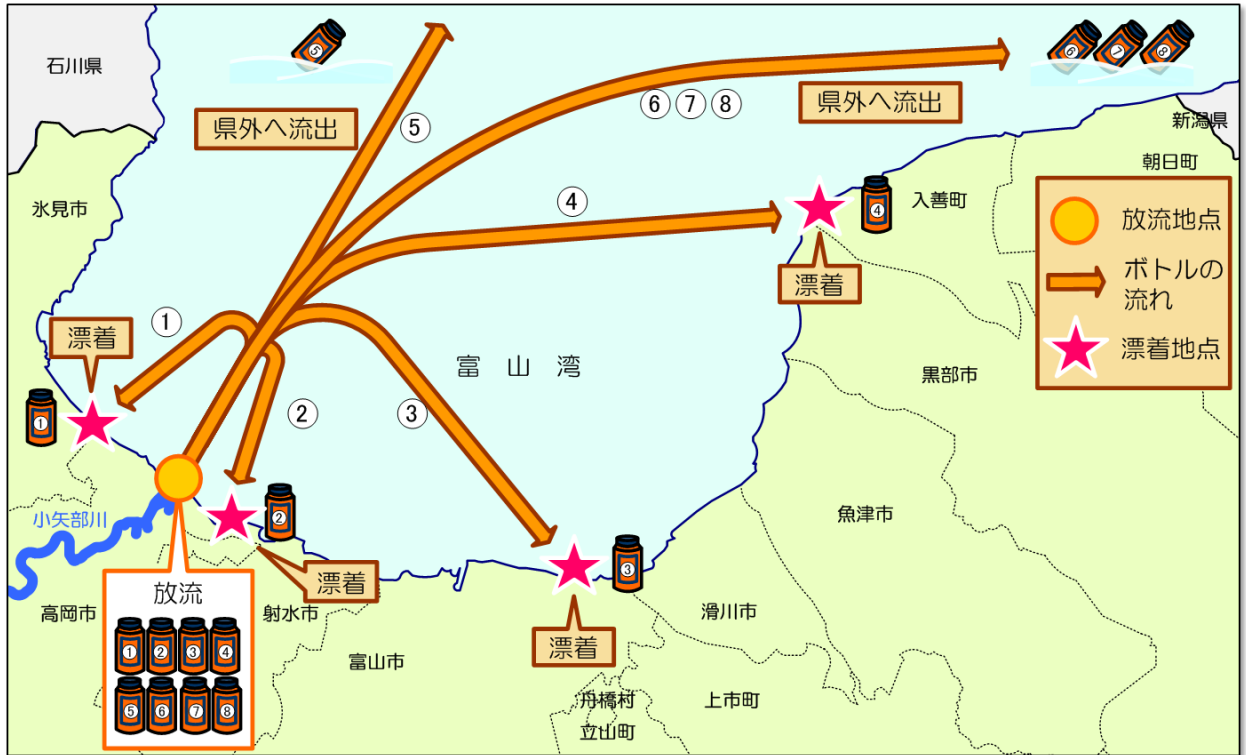
7日間で回収されたごみ



平成25年に、小矢部川支流河川（千保川、祖父川：市街地、住宅地、農村のそれぞれ3か所）にオイルフェンスを設置し、川を流れるごみの種類や量を調査しました。

最もごみの量が多かったのは高岡市の市街地を流れる千保川で、7日間で31.5kg、広げると畳21畳分のごみが回収されました。ごみを細かく調べて見ると、家庭から排出されるプラスチック系のごみがほとんどでしたが、なかにはレジ袋に食品の袋やトレイ、飲料容器などを詰めたものや、未開封の食品、同じ銘柄の大量の空き缶など、「故意に投棄」と考えられるごみも発見されました。

図2-8 オイルフェンスによる川を流れるごみの調査結果



小矢部川最下流の橋から発信機付きのボトルを投下し、漂流経路、漂着地点を調査したものです。投下した8本のボトルのうち、4本が県内の海岸に漂着し、残り4本は県外への流出が確認されました。

図2-9 発信機付きボトルによる漂流・漂着経路調査結果

(2) 海岸漂着物による被害の状況

海岸漂着物による被害の状況としては、台風や大雨、融雪等に伴う出水後には、大量のアシ類の漂着など、海岸漂着物が増加する状況が多く、多くの海岸で確認され、景観の悪化を招いています。(図2-10)

		通常時	出水直後
平成29年 10月22-23日 台風21号による被害	射水市 六渡寺海岸		
	射水市 堀岡地内		
平成30年 7月豪雨 (7月8日、台風7号及び前線)による被害	富山市 水橋漁港海岸		
	滑川市 吉浦海岸		
令和6年9月 能登半島豪雨による被害	高岡市 雨晴海岸		

図2-10 通常時と出水時直後の海岸漂着物等の状況

### (3) 海岸漂着物の回収・処理の状況

海岸漂着物の回収は、地域計画に定める役割分担に基づき、海岸管理者等において管理業務の一環として行っているほか、沿岸各市町、地元住民、民間団体などの協力により、ボランティア活動の一環として行われています。

また、回収された海岸漂着物は、海岸管理者が回収した場合は、多くが市町の協力を得て市町（一部事務組合）のごみ処理施設で処理するとともに、沿岸市町、地元住民等が回収した場合は、市町の処理施設等で処理しています。

このほか、台風や大雨等により大量の漂着物があった場合は、海岸管理者等が国の補助制度を活用し、また、沿岸市町等の協力を得ながら、可能な限り速やかに処理しています。

表 2-5 海岸管理者等及び沿岸市町による回収・処理実績（県把握分）

市町名	回収・処理量(m <sup>3</sup> )									
	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
富山市	2,070	244	966	3,498	334	68	50	130	580	370
高岡市	39	237	252	962	268	161	59	379	251	1,009
魚津市	25	20	149	109	94	47	38	52	37	148
氷見市	246	194	214	1,180	445	240	414	447	266	343
滑川市	0	20	40	311	58	57	15	15	9	8
黒部市	285	206	214	300	157	182	105	127	171	167
射水市	216	309	867	703	214	84	73	123	110	341
入善町	111	107	142	75	295	86	66	95	76	89
朝日町	26	0	269	164	549	52	4	10	6	8
合計	3,018	1,337	3,113	7,302	2,413	977	824	1,379	1,506	2,483

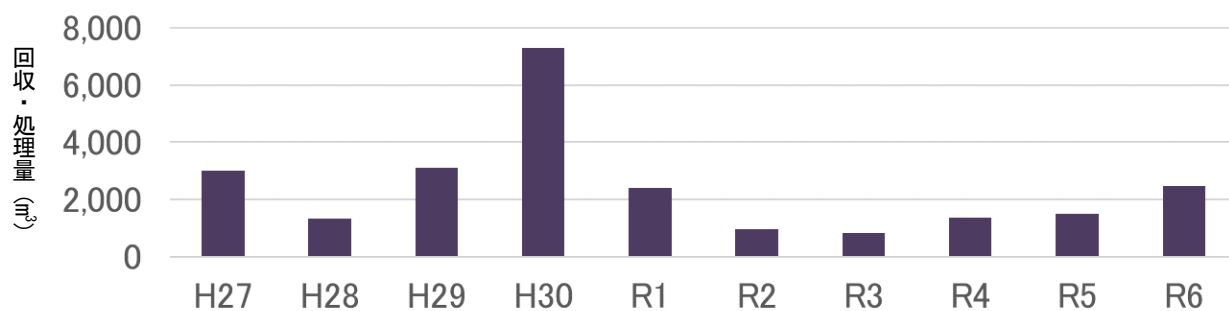


図 2-11 海岸管理者等及び沿岸市町による回収・処理実績(m<sup>3</sup>)

回収量は年毎に変動し、雨台風等による災害の有無等、気象条件の影響を大きく受けています。

### (4) 漂流ごみ等について

沿岸海域において海面・海中に浮遊する漂流ごみや海底に堆積する海底ごみは、船舶の航行や漁業操業の支障となるほか、海岸環境の保全に影響を及ぼすおそれがあります。富山湾においては、平成 28 年度に環境省が漂流ごみ・海底ごみ実態把握調査を実施しています。

海底ごみに関しては、掃海面積 1 km<sup>2</sup>あたり、魚津 394 個、岩瀬 412 個、新湊 223 個のごみが回収され、いずれの地点でもプラスチック類が多くを占めていました（図 2-12）。

漂流ごみに関しては、レジ袋、発泡スチロール、食品包装材が比較的多く発見され、その他プラスチック製品（※）を含めた上位4品目の漂流ごみ密度の合計は20.5個/km<sup>2</sup>でした（表2-6）。そのほか、浮子や漁具、金属製品等も発見されました。他の海域との比較では、背後に人口密集地域がある海域（瀬戸内海、伊勢湾や駿河湾、東京湾等）に比べると漂流ごみ密度は小さいものの、実際に漂流ごみによる漁具被害や船舶被害等が発生しています。

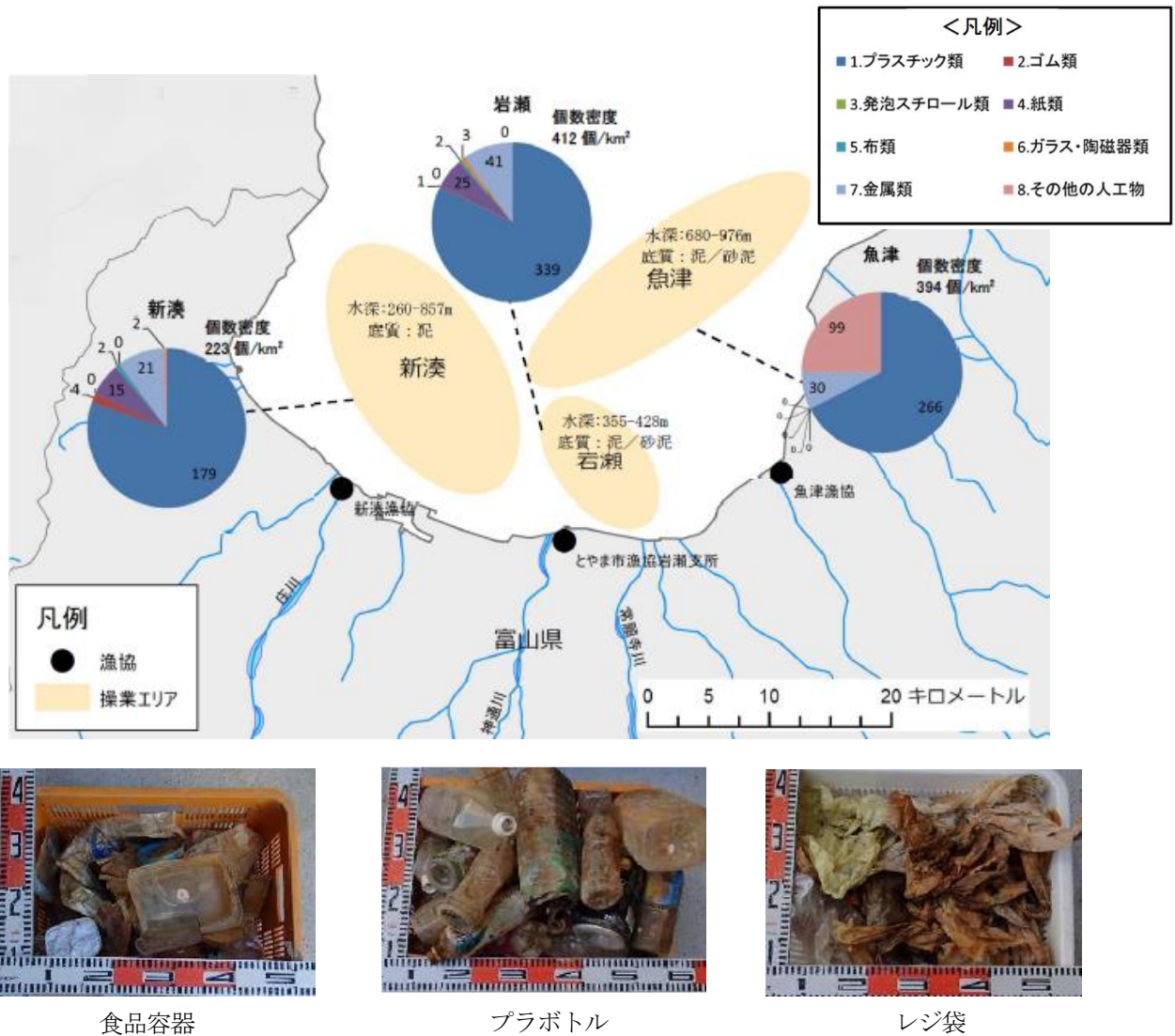


図2-12 海底ごみの品目別割合(個数密度)

表2-6 富山湾の漂流ごみ上位4品目の密度と合計密度 (個/km<sup>2</sup>)

食品包装	レジ袋	発泡スチロール	その他プラスチック製品※	合計
5.9	4.2	2.4	7.9	20.5

※食品包装（トレイ、弁当ガラ、菓子類袋など）、レジ袋、発泡スチロール、ペットボトル、漁具等（漁網、浮子など）以外のプラスチック製品については、「その他プラスチック製品」として分類した。

（出典：平成28年度沿岸海域における漂流・海底ごみ実態把握調査業務報告書（環境省））





(5) これまでの取組み




令和3年度から令和6年度までに地域計画に基づき、行政機関、関係団体等が連携して実施した取組みは、表2-7のとおりです。

表2-7 地域計画に基づくこれまでの取組み実績

項目		取組み実績
1 円滑な 処理の 推進	(1) 海岸漂着物等の 回収・処理に係る 重点区域及び 役割分担の設定	海岸漂着物等の回収・処理を重点的に推進する必要性が高い区域として、県内全域の海岸を位置付けるとともに、役割分担を設定（人力では回収が困難な重さや量の海岸漂着物等、回収に危険な作業を伴う海岸漂着物等の回収・処理は海岸管理者等が主体的に実施）
	(2) 海岸漂着物等の 回収・処理の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1(1)の役割分担に基づき、環境省の補助金を活用しながら海岸管理者等、沿岸市町及び地域住民が連携して回収・処理を実施</li> <li>・海岸に漂着した注射器、ポリタンクなどの危険なごみについて回収・処理を実施（R4～）</li> <li>・台風や大雨等により大量に漂着物した場合は、国の補助制度等を活用し、円滑な処理を実施</li> </ul>
2 効果的 な発生 抑制の 推進	(1) 上流域を含めた幅 広い地域における 清掃活動の展開等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・スマホアプリ「ピリカ」やスポーツごみ拾い（スポ GOMI）など、楽しみながらのごみ拾いを普及し、個人の自主的な清掃美化活動を促進（H30～）</li> <li>・事業者等が、水質保全に加えて、工場・事業場の周辺や水辺の清掃活動などの取組みを行う「プラスワンアクション」を促進（H27～）</li> <li>・「みんなできれいにせんまいけ大作戦」（H22～、R6は約34千人が参加）など、上流域を含めた県内全域における清掃美化活動を展開</li> <li>・とやま海ごみボランティア部の設立（R4.7）及びメンバーによる清掃活動の展開（R4～）</li> <li>・岐阜県と連携した清掃活動の実施（R4～）</li> </ul>
	(2) 3Rの推進 （使い捨てプラス チックの削減等）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境とやま県民会議を中心に、ごみゼロ推進大運動の展開、環境フェア等のイベントでの啓発等を通じて3R活動を推進</li> <li>・レジ袋無料配布廃止や資源物の店頭回収、低炭素化の取組みなど、環境配慮行動に積極的に取り組む店舗を登録する「エコ・ストア制度」の推進（H25～）</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>登録店舗数 997 店舗・6 商店街（R7.10 時点）                      レジ袋削減枚数：24 億 4406 万枚（R6.3 時点）                      資源物回収量：トレイ 600t、                      ペットボトル 761 t（R6）</p> </div>



		<ul style="list-style-type: none"> <li>・プラスチックのリサイクルに関する事業者情報を掲載・検索可能なウェブサイト「Re+とやま（リプラすとやま）」を開設（R5）</li> </ul>	
	(3) 海岸漂着物等に関する調査の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・漂着ごみ組成調査による経年的な情報収集（R3～）</li> <li>・マイクロプラスチックの放出・漂流実態調査（R3～R5）</li> <li>・海岸漂着物・マイクロプラスチック漂着実態調査（R6）</li> </ul>	
	(4) 不法投棄の防止	<ul style="list-style-type: none"> <li>・不法投棄監視員、河川巡視員等による定期的なパトロールを実施するとともに、河川敷等にポイ捨て防止を啓発する看板を設置</li> <li>・不法投棄の監視・通報に協力できる企業・団体等を登録する「とやま不法投棄監視パートナー」制度を構築（R2）</li> </ul>	
	(5) 流木対策の推進	<p>富山県流木対策連絡会議において情報交換等を実施するとともに、ダム湖・砂防えん堤における流木の回収・捕捉等の対策を実施</p>	
	(6) 刈草の流出防止に向けた啓発の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・用水や河川をパトロールし、刈草の流出実態を把握するとともに、下流の被害状況や刈草を流さない方法を記載したちらしや動画を作成し、広く住民への啓発や作業者に現地呼びかけを実施（H26～）</li> </ul>	 <p>川に大量の刈草が流れる様子</p>
	(7) 河川敷耕作者向けの啓発の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・肥料袋や苗木ポットの適正管理を呼びかけるちらし・ポスターを作成し、園芸店での啓発や現地での呼びかけを実施（H30～）</li> </ul>	
	(8) 漁業者等向けの啓発の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・フロートや発泡スチロール箱等の流出防止を呼びかけるちらしを作成、漁業者等へ配布（H28～）</li> </ul>	
3 環境教育及び普及啓発の実施	(1) リーフレット等の普及啓発資材の作成・配付	<ul style="list-style-type: none"> <li>・リーフレット「美しい富山を今と未来の子供に引き継ごう！～海岸を守るために私たちにできること～」の作成・配布（R4～）</li> <li>・海岸におけるマイクロプラスチック調査ガイドライン（市民参加型）の作成・配布（R3～）</li> </ul>	 
	(2) 講座、イベント等の開催	<ul style="list-style-type: none"> <li>・海岸漂着物等に関する出前講座の実施</li> <li>・親子等を対象に、海岸に漂着するごみの実態を知ってもらうため、清掃ツアーを開催（H25～）</li> <li>・街なかの散乱ごみの実態について、住民参加型の調査を砺波市で実施（R3）</li> <li>・とやま海ごみボランティア部メンバーを対象とした講座等の開催</li> </ul>	

			(R4～)
	(3)	関係団体の会合、イベント等における普及啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>・経済団体、消費者団体、環境団体等の会合において、海岸漂着物の実態に関する普及啓発の実施</li> <li>・県土美化推進県民会議、環境とやま県民会議、とやま環境フェアなどを通じた普及啓発の実施</li> </ul> 
4 美しい富山湾を守る取り組みの国内外への情報発信	(1)	国内外への情報提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「世界で最も美しい湾クラブ」10周年記念行事において、海岸漂着物の現状や本県の取組みを世界に発信 (R6)</li> </ul>
	(2)	ウェブサイト等を通じた情報発信	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県環境政策課HP「海岸漂着物ポータルサイト」の運営</li> <li>・「ピリカ」と連携した清掃活動見える化ウェブサイト「みんなできれいにせんまいけ!とやま」の運営 (H30～)</li> <li>・事業者などによる「プラスワンアクション」の取組みをウェブサイト (H27～) や県公式X (R6～) を活用した情報発信</li> </ul> 
5 国際協力の推進	(1)	海辺の漂着物調査	<ul style="list-style-type: none"> <li>・北東アジア地域 (日、中、韓、露) の学生や市民が参加し、漂着物 (人工物) による海辺の汚染実態を継続的に調査 ( (公財) 環日本海環境協力センター (以下「NPEC」という。)) (H8～、38自治体、245海岸、延べ4万1千人参加)</li> <li>・北東アジア地域自治体連合 (NEAR) 環境分科委員会等の開催 (R3、R5)</li> </ul>
	(2)	環日本海地域における漂着物対策啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>・漂着物アート制作の推進 (NPEC)</li> <li>・海洋ごみポータルサイトの多言語展開 (NPEC) (日、英、中、韓、露)</li> </ul> 
	(3)	NOWPAP (北西太平洋地域海行動計画) 等への貢献	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各国モニタリング結果の収集・とりまとめ (NPEC)</li> </ul>
6 多様な主体の役割分担と連携の確保	(1)	富山県海岸漂着物対策推進協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・富山県海岸漂着物対策推進協議会を設置 (H22.3) し、海岸漂着物対策推進地域計画の策定や計画の推進に向けて、行政、住民団体との情報交換を実施</li> </ul>
	(2)	富山県海岸漂着物対策推進協議会 小矢部川流域部会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小矢部川流域の行政、関係団体で構成する小矢部川流域部会を設置 (H25.8) し、漂着物の実態の情報共有と発生抑制対策を検討、海岸漂着物の発生抑制に向けたアクションプランの策定と取組みを推進 (H26～)</li> </ul>

※ 関連情報「海岸漂着物ポータルサイト ～美しい海岸を守るために～」(富山県環境政策課)  
<https://www.pref.toyama.jp/1705/kurashi/kankyoushizen/kankyou/kj00014049.html>

### 3. 海岸漂着物等に係る課題

#### (1) 回収・処理に係る課題

本県では、その量や質に違いがあるものの、すべての海岸で漂着物が確認されています。こうした海岸漂着物等の回収・処理を円滑に行うためには、海岸管理者等、沿岸市町、地域住民、漁業関係団体等が連携した処理体制を構築し、適切な役割分担と相互の協力体制を明確化し、協力して取り組んでいく必要があります。

海岸漂着物の回収・処理については、

- 国の補助金を活用しながら実施しているが、予算や人員上の制約があり、頻繁な回収・処理の実施が難しく、近年は線状降水帯等の局所的な大雨により、海岸漂着物が一時的に大きく増加するケースが見られること
- 塩分や砂などの混入の影響により焼却処理が困難なものがあること
- 埋没したごみや細かく大量に漂着したごみなどの回収作業が困難なこと

などの課題があることから、より効率的かつ効果的な回収・処理方法について引き続き検討する必要があります。

#### (2) 発生抑制に係る課題

海岸漂着物等の多くは、生活系ごみや身近な散乱ごみに起因するものであり、山から川、海へとつながる水の流れを通じて発生するものです。

こうしたことから、海岸漂着物等の問題は、海岸を有する地域のみならず、河川の上流域を含めたすべての地域（陸域）の共通の課題であるとの認識に立って、ごみのポイ捨てや不法投棄を防止するとともに、ごみとなるおそれのあるものが水域へ流出することがないように適正な管理又は処分を行うことが必要です。特に、海岸に漂着する人工物の多くはプラスチック類で、これがマイクロプラスチック化することで回収が難しくなるケースが見られます。

また、コロナ禍以降、清掃活動への参加者数は以前の水準に回復しておらず、人口減少や地域コミュニティの希薄化が進む中、今後のボランティア参加者の減少が懸念されます。そのため、清掃活動の体制維持・強化のための取組みが求められます。

#### (3) 環境教育等及び普及啓発・情報発信に係る課題

本県の海岸漂着物の約8割は県内由来とされていますが、このことを理解している県民の割合は依然として40%前後にとどまっています。特に、30～40代の子育て世代や50～60代のミドル世代では低く、国外から流れ着くものが多いと認識しています。このため、情報伝達手段や内容を工夫し、陸域のあらゆる世代の住民を対象に、以下のような本県における海岸漂着物等の問題について正しい理解を促し、具体的な行動を提案することが求められます。

- 本県のほぼ全域の海岸で、海岸漂着物等が確認されていること
- 海岸漂着物等には、ペットボトルやレジ袋など、日常生活に伴って発生するものが多く含まれること
- 本県の海岸漂着物の多くが県内から川の流れを通じて発生したものであり、本県から流れ出たごみが他地域にも漂着している可能性があること

また、「世界で最も美しい湾クラブ」加盟 10 周年を契機に「富山湾鮎」や「富山湾岸サイクリング」等、地域横断的に富山湾の魅力のさらなるブラッシュアップや掘り起こしにつなげる必要があります。

このため、引き続き行政、学識経験者、県民など多様な主体の参画と協働のもと、山から川、海への水の流れと自らの生活との関わりを学びつつ、ごみの減量化、適正処理や水域への流出防止、河川や海岸の清掃美化活動など、行動・実践につながる世代に応じた環境教育、消費者教育、普及啓発に努める必要があります。

県や市町村は、海岸漂着物等の状況や地域で取り組まれている対策、清掃活動などの情報を収集し、県民等への情報発信に努める必要があります。

#### (4) 海洋プラスチックごみに係る課題

近年、海洋プラスチックごみやマイクロプラスチックが生態系に与え得る影響等について国際的に関心が高まり、世界全体で取り組まなければならない地球規模の課題となっています。国では「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」の提唱や国際プラスチック条約に関する国際交渉への参画など、世界的な対策を主導しています。

本県の海岸漂着物についても、人工物のほとんどをプラスチック類が占めており、環日本海地域の産学官が連携した重点的な対策が必要です。

回収・処理については、プラスチック類が、回収が困難なマイクロプラスチックになる前に、速やかに回収する必要があります。

また、発生抑制対策としては、ポイ捨てや不法投棄、管理不良による流出防止の徹底や、地域の清掃美化活動の推進に加え、使い捨ての容器包装・製品の使用削減や、使用済み製品等のリサイクル、適正処理の一層の推進が求められています。

そのほか、次の事項について、県民に正しい理解を促しつつ、自主的な取組みに向けた機運を醸成していく必要があります。

- 生物による誤食等、生態系への影響が懸念されていること
- マイクロプラスチックになると回収・処理が困難となること
- 生分解性プラスチックに関しても、海洋プラスチックごみ問題の改善に寄与する可能性がある一方で、分解されるまでは時間を要するものであることから、廃棄物として適正に処理し、環境中への流出を抑制することが重要であること

### 第3章 計画の目指す姿と海岸漂着物対策

#### 1. 計画の目指す姿（将来像）

富山県の海岸は、豊かな自然環境や世界に誇る美しい景観などに恵まれています。

私たちは、これらの県民共有の貴重な財産を守り、育て、次の世代へ確実に継承していく責務があります。

海岸漂着物等の問題においても、県民、事業者、関係団体及び行政が共有認識を持ち、一体となって対策に取り組んでいくことが重要となります。

こうしたことから、この計画では、

県民一人ひとりが、海岸の良好な景観や環境、さらには海洋環境を守り・育てる心を持ち、より美しく豊かな海岸を目指してごみの発生抑制や清掃美化活動などに県民一体となって取り組むことで、ウェルビーイングが実感される。


ことを目指すこととします。

この将来像を具体的な活動と結びつけると、次のとおりです。

#### ① 知る

- ・自らが出しているごみを知る（種類、量）
- ・散乱しているごみを見る


#### ② 減らす

- ・マイバッグやマイボトル、再使用できるものを使う
- ・不要なプラスチック製品を受け取らない（スプーン、フォーク、ストローなど）
- ・新しく買う前にすでに持っているものがないか考えてみる


#### ③ 分ける

- ・ごみと資源物（瓶や缶など）を分別する
- ・集団回収やエコ・ストア、エコ・ステーション等での資源回収に協力する

#### ④ 気をつける

- ・屋外の散乱しそうなものを片づける（作業後や風の強い日は特に注意！）
- ・劣化しやすいものを屋外に放置しない

#### ⑤ 防ぐ

- ・ごみをポイ捨てしない
  - ・「たばこ」のマナーを守る
  - ・捨てにくい「場」を作る（景観の整備、草刈りの実施など）
  - ・外出の際に出たごみは持ち帰る
  - ・ルールを守って集積場にごみを出す
- 

#### ⑥ 拾う

- ・清掃活動への参加や自主的なごみ拾いを実施（会社やグループで、地域のイベントで、散歩の途中で・・・）
- ・河川に流出しにくい方法で草刈りを実践する
- ・散乱プラスチックごみはマイクロプラスチックになる前に回収する

#### ⑦ 伝える・つなげる


- ・海洋ごみの現状、自分たちでできることなど、学んだことを身近な人に伝える。
  - ・伝えた人と自分たちでできることを実践し、活動をつなげる
- 

図3-1 目指す姿に向けた具体的な活動例

## 2. 計画の目標を達成するための指標

この将来像の実現に向けて、この計画では次に掲げる3つの目標と取組みの効果をわかりやすく示すための指標を設定し、現況を踏まえてそれぞれの目標値を達成するよう努めます。

### ① 適切な役割分担に基づく円滑な回収・処理の実施

指標	定義	現況及び目標値	
		6年度（現況）	12年度（目標）
海岸の清潔保持のための利用シーズン前の回収作業	海水浴場などにおいて、海岸管理者等が利用シーズン前に行う回収作業の実施回数 ※必要に応じて複数回実施	一部の海岸で2回以上実施	1回以上※
大量漂着時の回収作業率	出水時などで大量に海岸に漂着した際に、海岸管理者等が行う適切な回収作業の実施	100%	100%
海岸清掃に取り組む団体数	海岸清掃活動に取り組む地域団体、ボランティア団体数	115団体	130団体

### ② 上流・下流の幅広い地域が連携したごみなどの発生抑制対策の推進

指標	定義	現況及び目標値	
		6年度（現況）	12年度（目標）
環境美化活動の参加者数	公園や道路、河川、海岸などの地域の環境美化活動への参加人数	20万人	25万人
海岸漂着物の発生源の認知度	漂着物のほとんどが県内の川の流れを通じて漂着していることを知っている人の割合	42.0%	60%
県内の海岸の好感度	県内の海岸を美しく誇れるものと思っている人の割合	63.4%	75%

### ③ 環日本海地域と連携した海岸漂着物対策の推進

指標	定義	現況及び目標値	
		6年度（現況）	12年度（目標）
環日本海地域における環境教育	環日本海地域の自治体と連携した海洋環境保全に係る環境教育の参加人数	4.5千人	18千人 (R8～R12累計※)

※国際プロジェクトの見直しや外部要因による中止等も考慮し、現行参加人数の8割で積算

### 3. 海岸漂着物対策の基本的方向性

これらの目標の達成に向けた富山県における海岸漂着物対策の基本的方向性は、次に掲げるとおりです。

#### (1) 円滑な処理の推進

大量の海岸漂着物等の蓄積によって海岸の清潔の保持に支障などが生じている海岸においては、近年、頻発化する局所的な豪雨等による漂着物も含め、海岸管理者等、沿岸市町、地域住民及び民間団体などの連携のもと、その円滑な処理を推進する。

漂流ごみ等については、船舶の航行や漁業操業の支障となり海岸環境の保全に影響を及ぼす場合があることから、漁港管理者等、沿岸市町、漁業関係者等の連携のもと、海洋環境と海上安全の確保を推進する。

#### (2) 効果的な発生抑制の推進と流域が連携した取組みの拡大

本県の海岸漂着物の多くは、生活系ごみや身近な散乱ごみに起因するものであり、山、川、海へとつながる水の流れを通じて発生したものであることから、流域全体がこの問題の当事者であるとの共通認識を深める必要がある。海岸を有する地域のみならず、流域全体の住民、企業、団体等が連携し、使い捨ての容器包装等の使用削減などの効果的な発生抑制、資源循環及びごみの適正処理を推進する。

また、今後の地域人口減少やコミュニティの希薄化による清掃活動の担い手不足に備え、参加者の確保や清掃活動支援の仕組みづくりなど、清掃活動の体制強化策も併せて推進する。

#### (3) 環境教育及び消費者教育並びに普及啓発の推進

県内の海岸漂着物の多くが県内由来であることを踏まえ、県民一人ひとりが自らの生活と海洋環境とのつながりを意識し、当事者としての責任を持って、ごみの発生抑制に取り組むことが重要である。

このため、情報発信の手段や内容を工夫し、幅広い世代を対象に生活と海洋環境の関係を実感できる多様な学びの場を提供する。さらに、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）や動画など世代に応じた効果的な媒体を活用し、県民が自主的に情報を発信・共有できる仕組みづくりを推進する。

#### (4) 美しい富山湾を守る取組みの国内外への情報発信

富山湾が「世界で最も美しい湾クラブ」加盟10周年を契機に、環日本海地域をリードする「環境・エネルギー先端県とやま」のSDGs未来都市として、富山湾の持続可能な利用の重要性に加え、観光資源としての魅力を発信し、県民や地域の環境保全意識の醸成を図るとともに、富山湾に関心を持つ関係人口の拡大を図る。

## (5) 国際協力の推進

海岸漂着物の問題が富山県及び周辺国にとって共通の課題であること、とりわけ海洋プラスチックごみ問題は世界全体の喫緊の課題であることを念頭に置きながら、漂着の実態などの情報共有と問題の解決に向けた国際協力を推進する。

## (6) 多様な主体の役割分担と連携の確保

これらの海岸漂着物対策を実施するに当たっては、国や地方自治体のほか、県民や事業者、民間団体などの多様な主体が、適切な役割分担のもとでそれぞれ積極的に取組みを進めるとともに、各主体が相互に情報を共有し、連携協力する。

これらの基本的方向性の概念図は図3-2のとおりとなります。

なお、海岸漂着物等の蓄積により良好な景観や環境の保全に支障が生じているなど、特に対策を講ずることが必要とされる地域については、重点区域として設定し、海岸漂着物等の処理などを重点的に推進することとします。



図3-2 富山県における海岸漂着物対策の基本的方向性とそれらの枠組み

## 4. 海岸漂着物対策の内容

### (1) 円滑な処理の推進

#### ① 海岸管理者等の処理

海岸管理者等は、海岸などの清潔が保たれるよう、海岸漂着物等（漂流ごみ等を除く。①～⑤までにおいて同じ。）の量及び質、さらに海岸の地形、景観、生態系などの自然的条件や海岸の利用の状況、経済活動などの社会的条件に応じて、海岸漂着物等の処理のため必要な措置を講じます。その際には、これまでの海岸漂着物等の回収・処理の実施状況など、地域の実情を踏まえ、海岸漂着物等の回収や処理に関して、沿岸市町や地域住民、民間団体等の連携協力のもと、地域の関係者間で適切な役割分担を定め、円滑な処理を推進します。

また、海岸が民有地などである場合は、その占有者又は管理者が、その海岸の清潔が保たれるよう努めます。

特に、海岸の景観や自然環境及び地域活動に大きな影響を与えている又は与えるおそれがある海岸については、海岸漂着物等の回収・処理を重点的に推進する必要性が高い区域として設定し、効率的・効果的な対策を行います。

#### ② 市町の協力

沿岸市町は、海岸漂着物処理推進法に基づく市町による協力として、地域住民などの海岸清掃活動を支援するとともに、海岸管理者等と連携した海岸漂着物等の回収や、回収された海岸漂着物等の収集・運搬、市町などのごみ処理施設での処分などに取り組みます。

また、これらの取組みに当たっては、海岸漂着物対策の経緯や体制、海岸漂着物等の実態など地域の実情を踏まえ、地域住民などを始めとする関係者間との調整に努めます。

#### ③ 市町の要請

沿岸市町は、海岸管理者等が管理する海岸などに海岸漂着物等が蓄積することにより、住民の生活又は経済活動に支障が生じている場合は、必要に応じて、海岸管理者等に対し、海岸漂着物等の処理のため必要な措置をとるよう要請することとします。

要請を受けた海岸管理者等は、必要な措置を講ずることとします。

#### ④ 地域住民や事業者、民間団体の協力

地域住民や事業者、民間団体は、自ら積極的に清掃美化活動に取り組むとともに、海岸管理者等や沿岸市町が行う海岸漂着物等の回収に参加・協力します。また、市町村等と連携しながら上流・下流の幅広い地域においても参加を呼び掛けることとします。

#### ⑤ 地域外からの海岸漂着物等に対する連携

県は、海岸漂着物等の多くが他の都道府県から流出したものであることが明らかである場合は、その都道府県に対し、海岸漂着物等の処理やその発生抑制などについて協力を求めることとします。また、他の都道府県から同様の協力を求められた場合には、必要な措置を講ずることとします。

## ⑥ 漂流ごみ等の円滑な処理の推進

漂流ごみ等については、船舶の航行や漁業操業の支障となり海洋環境の保全に影響を及ぼす場合があるため、漁港管理者等、沿岸市町及び日常的に海域を利用する漁業者等の連携協力のもと、適切な役割分担を定め、円滑な処理を推進します。

## ⑦ 海岸漂着物等の適正処理

海岸管理者等や沿岸市町は、回収された海岸漂着物等について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）に基づき、適正に収集・運搬及び処分を行います。

## ⑧ 不法投棄物への対応

県や沿岸市町は、海岸漂着物等が不法投棄などによって生じたものであることが明らかである場合は、廃棄物処理法その他の関係法令の規定に基づき、その原因者の責任で処理がなされるよう、必要な措置を講じます。

## ⑨ 船舶から流出した油等の措置

県や沿岸市町は、船舶から流出した油や有害液体物質について、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号）に基づく防除措置などの適切な実施を原因者などに要請するとともに、必要に応じて協力します。

## ⑩ 災害廃棄物等の適正処理

近年の自然災害の激甚化・頻発化に対し、海岸管理者等や沿岸市町は、災害などにより大規模に発生した流木やごみなどの海岸漂着物等について、引き続き国の補助制度を活用し、国、沿岸市町、関係機関等と連携しながら円滑な処理に努めます。

## ⑪ 大量の海岸漂着物等が蓄積する地域における処理の推進等

県は、海岸漂着物等により地域の環境の保全上著しい支障が生ずるおそれがある場合は、環境省その他の関係行政機関に対し、当該海岸漂着物等の処理について協力を求めることとします。

## ⑫ 県による支援

県は、沿岸市町に対し、海岸漂着物等の円滑な処理が推進されるよう、海岸漂着物等の処理に必要な情報の提供や、技術的支援などを行うとともに、県民に対しては実際に海岸を訪れ、現場の状況を理解し清掃活動に参加しやすくなるよう、海岸の魅力や清掃活動に関する情報の発信を行います。

## ⑬ 国に対する要望等

県は国に対し、海岸漂着物等の回収・処理や発生抑制の普及啓発に対する地方（海岸管理者等、県及び市町村）への恒久的かつ十分な財政支援措置などを要望し、円滑な処理の確保に努めます。

## （２）効果的な発生抑制の推進と流域が連携した取組みの拡大

### ① 陸域における清掃活動の展開、関係者間の連携

本県の海岸漂着物の多くは、山から川、海へとつながる水の流れを通じて発生したものであることから、海岸から離れた地域であっても、身近な環境をきれいにするだけで、川や海に流れ込むごみを減らし、ひいては海岸漂着物の発生抑制につながると考えられます。そのため、県は日常生活の中でできる具体的な発生抑制策を分かりやすく示し、県民一人ひとりが実践できるよう啓発を強化します。また、国、市町村、県民、事業者団体、マスコミ等で構成する「富山県県土美化推進県民会議」と連携し、県内全域を対象とした「山・川・海・まち」一体の清掃活動と普及啓発を推進します。さらに、県民や事業者が主体となる活動を支援するため、活動団体の情報共有や参加促進の枠組みを活用し、活動スケジュールや取組事例の発信を通じて情報連携の強化を図ります。市町村は、アダプト・プログラムなど、各地域での取組みを推進するとともに、こうした流域全体の取組みについて積極的に協力し、住民等へ参加を呼びかけます。

### ② 3R+Renewable、デコ活の推進

県は、廃棄物処理法やプラスチック資源循環促進法、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号）など各種廃棄物処理やリサイクルに関する法令の適切な運用、市町村によるプラスチック製品廃棄物の一括回収体制の推進や「とやまエコ・ストア制度」の普及拡大を通じたレジ袋など使い捨て製品の排出抑制、容器包装プラスチックの分別収集及び再資源化の促進など3Rの推進に加え、民間事業者における取組みを促進するため、廃プラスチック類の排出事業者・リサイクル業者・製造業者のマッチングを行うなど、令和7年3月に策定した富山県サーキュラーエコノミー推進ロードマップに基づき、県内の資源循環を一層進めます。

使い捨てプラスチックに関しては、事業者と連携し、包装の簡略化や再生可能資源など代替素材への転換を図る等、さらなる削減を進めます。加えて、脱炭素型ライフスタイルを促す国民運動「デコ活」を通じて、ごみ・使い捨てプラスチックの削減や分別等による二酸化炭素排出削減と家計へのメリットを周知・啓発し、行動変容を促進します。

### ③ マイクロプラスチックの海域への排出の抑制

マイクロプラスチックは、生態系への影響など海洋環境に深刻な影響を及ぼすおそれがあり、また微細であるためその回収・処分が困難となることから、海域への流出防止や、微細になる前の回収、廃プラスチック類そのものの排出を抑制することが対策の要となります。

事業者は、洗い流しのスクラブ製品に含まれるマイクロビーズの削減の徹底など、通常の用法に従った使用の後に河川その他の公共の水域又は海域に排出される製品へのマイクロプ

プラスチックの使用の抑制、プラスチック原料・製品のサプライチェーン全体を通じたレジンペレット等の飛散・流出防止の徹底に努めます。

また、県は、NPECなどの関係機関とも連携し、県内の海域、海岸、河川等の公共用水域等におけるマイクロプラスチックの分布実態の把握に努め、また、最新の科学的知見や国際的な動向を勘案しながら、排出抑制につながる取組みを進めます。

#### ④ 県民参加による森づくりの推進

県は、「水と緑の森づくり税」を活用し、里山の再生整備、混交林の整備、森林ボランティア活動や企業の森づくり活動への支援など、流木が発生しにくい森づくりに県民参加で取り組みます。

#### ⑤ 海岸漂着物等に関する調査

県や市町村は、海岸漂着物等の発生の状況や発生源を把握するため、海岸や河川、陸域等において必要な調査を行うよう努めます。

#### ⑥ 情報の共有と情報発信

県は、海岸漂着物等の発生の状況や発生源に関する調査の結果について、関係者間で情報を共有するとともに、県の「海岸漂着物ポータルサイト」において関係者が保有する漂着物や清掃活動、海に親しむイベント等の情報を集約し、積極的に県民等に対し情報発信します。

また、県や市町村は、清掃活動に対する事業者や民間団体等による取組み意欲の向上や、県民の活動への理解と参加促進を図るため、地域住民や事業者、民間団体等が自主的に実施している清掃活動等の情報を収集し、ウェブサイトやSNS等、インターネットを通じて県内外に広く情報発信します。

#### ⑦ ごみ等の発生抑制・適正処理と水域等への流出防止の推進

県民は、ごみの排出抑制・減量化に努め、分別収集に協力するなど環境に配慮したライフスタイルへの転換を図ります。事業者は、事業系廃棄物の減量化・適正処理を徹底し、海岸漂着物の発生抑制に努めます。

また、海岸漂着物等にはペットボトルやレジ袋等の生活由来のもののほか、肥料袋、苗木ポットなどの農業由来のもの、流木、刈草等の自然由来のものなど、森林・農地・市街地・河川敷等から河川・用排水路その他の公共の水域に流出したものが多く見受けられることから、ポイ捨てや野外放置をしないことが重要です。県・市町村は土地管理者に必要な助言・指導を行い、県民・事業者は土地・物品の適正管理を行うとともに、イベント等の実施者に器材の適切な管理と発生ごみの適正処分を要請し、発生及び流出の防止に努めます。

#### ⑧ 陸域等における不法投棄の防止

県や市町村は、農地、市街地、河川等への家庭ごみなどの不法投棄やポイ捨てを防止する

ため、それぞれの発生原因の特性に応じて必要な措置を適切かつ着実に実施します。

また、県や市町村は、環境教育の実施やインターネット、パンフレットなどによる広報を通じて、海岸漂着物等の実態や海洋プラスチックごみ問題について正しく周知し、地域住民の環境保全に対する意識を醸成し、適切な行動を促します。

さらに、県や市町村は、広報などによる普及啓発のほか、パトロールなどの監視活動の実施による不法投棄の防止や早期発見、警告看板の設置や地域における継続的な清掃美化活動の実施、企業、団体等と連携した監視・通報体制の整備により、ごみなどの投棄がしにくい環境づくりに努めます。

### ⑨ 流木の発生抑制対策の検討、回収捕捉の推進

流木については、国、県、市町村、上流県・市町村、ダム管理者及び漁業協同組合で構成する「富山県流木対策連絡会議」において発生抑制対策を検討するとともに、ダム湖・砂防えん堤における流木の回収・捕捉等を推進します。

### ⑩ 農業者、漁業者等への啓発

農業生産の現場において生産資材としてプラスチックが使用されていることから、県は、民間団体と連携して、廃プラスチックの適正処理や被覆肥料殻の流出防止に関する周知・指導に取り組むとともに、生分解性素材等環境に配慮した素材への転換を推進します。

また、水産多面的機能発揮対策の活用等を通じて、海洋の生態系の維持・回復のために漁業者による漁港や海岸での自主的な清掃活動の支援や発泡スチロール製の漁具や魚箱等の流出防止の徹底を呼びかけます。

そのほか、県民や事業者に対し、肥料袋や苗木ポットなどの農業・園芸用資材や、漁具等の海域で使用される資材について、荒天等により非意図的な流出が発生しないよう、日頃からの流出防止対策を呼びかけます。

### ⑪ 刈草の流出防止

県や市町村は、県民や事業者に対し、河川や用排水路に流さない草刈り方法の普及促進や、草刈り後の刈草の適正管理の周知を図ります。

## (3) 環境教育及び消費者教育並びに普及啓発の推進

### ① 環境教育及び消費者教育の推進

海岸漂着物等は、陸域から河川などを經由して海域に流出しています。また、海洋プラスチックごみについては、マイクロプラスチックとなる前に円滑な処理が必要であることや、生分解性プラスチックであっても廃棄物としての発生抑制や適正な処理が必要であることに留意する必要があります。

県や市町村は、海岸漂着物等の発生要因やマイクロプラスチックを含む海洋プラスチックごみ問題について正しく認識し、県民一人ひとりがこれらの問題についての理解を深め、環境保全に対する意識の醸成などが図られるよう、海岸の環境保全などに関する環境教育の推

進に努めます。

また、SDGsやエシカル消費、デコ活についての理解を深め、消費者の適切な商品選択や3R活動への主体的な参画につながるよう、消費者教育の推進に努めます。

事業者は、廃プラスチック類の回収・リサイクルや使い捨てプラスチック削減の取組み、清掃美化活動等、海岸漂着物等の発生抑制に配慮した企業活動について、消費者が理解し協力できるよう、適切な情報発信に努めます。

## ② 普及啓発の推進

県や市町村は、海岸漂着物対策に関する施策などについて、各種講習会や出前県庁のほか、動画等を活用した学習機会の提供や環境整備を進めます。また、全県的な「とやま環境未来チャレンジ（とやま環境チャレンジ10）」の枠組みを活用し、海岸漂着物やマイクロプラスチックに関する課題の理解と行動変容を促す取組みを推進するとともに、富山県県土美化推進県民会議等と連携し、海岸漂着物に関する情報を集中的に発信する期間を設けるなど、普及啓発活動を強化します。

あわせて、幅広い世代や地域に対応したデジタル媒体や体験型展示物などの啓発コンテンツを作成し、「ポイ捨てしたごみや意図せず散乱してしまったごみが河川等を経て海にたどり着く」流れを具体的にイメージできるよう、分かりやすく伝えることで県民の理解を深めます。また、県民や事業者が海洋ごみ問題について自ら発信できるよう、SNS等を活用した参加型の仕組みづくりや交流の場の形成を促進します。

さらに、河川にごみが多く堆積している地域、農業系ごみが多く堆積している地域、また、草刈りの直前の時期等については、地域や対象、時期を絞って重点的に周知活動を行うなど、より効率的かつ効果的な普及啓発に努めます。

## ③ 環境教育等及び普及啓発における民間団体等の知見等の活用

県や市町村は、現に環境教育等及び普及啓発に関する活動を行っている NPEC や公益財団法人とやま環境財団などの民間団体などとの連携を図り、これらの団体が有する知見やネットワークを活用し、より多くの県民などへの環境教育及び消費者教育並びに普及啓発がなされるよう努めます。

## ④ 環境教育等実施者との連携

県は、県民や事業者、民間団体等への海岸漂着物の回収・処理等に関する情報提供、助言、普及啓発に当たって、地球温暖化防止活動推進員や、民間団体、学識経験者など、地域に根ざして活動している豊富な知見やネットワークを有する環境教育等の実施者と連携します。

また、必要に応じて海岸漂着物対策活動推進員等を活用します。

## (4) 美しい富山湾を守る取組みの国内外への情報発信

### ① 県民の海岸保全意識の醸成と活動への参加促進

「世界で最も美しい湾クラブ」加盟10周年を契機として、さらに魅力的な富山湾を目指し、観光振興・地域活性化と自然環境保全の両立に向けて取り組んでいくため、県、市町村及び民間団体が連携して、県民が実際に海を訪れる機会を増やすことで、海岸保全意識の醸成やモラルの向上を図るとともに、清掃活動への参加を促します。

## ② 国内外への情報発信と県内民間団体等との連携

県は、美しい海岸を守る活動を広くPRし、県民の周知と参加拡大を図るため、「とやま海ごみボランティア部」のメンバーをはじめとした、活動を行う民間団体やその団体が実施する海岸美化活動について情報を収集し、(公財)とやま環境財団やNPEC等と連携して、公式ウェブ・特設ページ・SNS・動画等を基軸に国内外に情報発信します。

さらに、富山湾鮭や富山湾岸サイクリングといった富山湾の地域ブランドと海岸保全活動を関連付けて発信することで、「美しい湾そのものが地域の価値である」というメッセージを国内外に強くアピールすることで、県民が富山湾に一層の誇りを持てる海岸づくりを目指します。

## ③ 民間団体等による海岸美化活動の情報発信

「世界で最も美しい湾クラブ」への加盟を契機として、富山湾を活用した観光振興や海岸清掃に取り組む団体が新たに発足しています。県は、こうした団体と連携し、富山湾の保全や清掃活動等の取組みの情報発信を図ります。

## (5) 国際協力の推進

### ① 地域レベルの連携の促進

「プラスチック汚染対策に関する国際条約」の策定が予定されているなど、世界的に海洋プラスチックへの問題意識が高まっている中、県は関係市町、NPECをはじめとする民間団体などとの連携のもと、G20大阪サミットにおいて提唱された「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」を踏まえ、環日本海地域の自治体と共同で海岸漂着物等の実態把握のための調査を実施するとともに、情報の共有や情報発信を通じた普及啓発に努めます。

また、本県がコーディネート自治体を務める「北東アジア地域自治体連合(NEAR)環境分科委員会」の枠組み等を活かしながら、環日本海地域の自治体との交流を通じ、地域レベルでの海岸漂着物等の問題に関する意識の共有、対策の推進に努めます。

### ② 関係国間の政策対話等への協力

県は、国外からの海岸漂着物等について、関係国との共通認識の醸成や協力体制の構築を図るため、国が行う関係国への働きかけなどに、漂着状況に関する情報提供などを通じて協力します。

特に、国外から漂着している廃ポリタンクや医療系廃棄物などの危険物について、漂着状況の把握に努め、国への情報提供を行います。

また、県、沿岸市町、海岸管理者等は、国外からの海岸漂着物等の発生抑制に向けた、国

が行う関係国への原因究明や対策の実施要請、協議などに、各種会議への参加などを通じて協力します。

### ③ 民間団体等や学識経験者による国際的活動との連携

県は、国が実施する北西太平洋地域海行動計画（NOWPAP）などに対する国際協力の推進や、民間団体や学識経験者などによる国際的な活動に協力します。

## （6）多様な主体の役割分担と連携の確保

### ① 地域住民、事業者、民間団体等の積極的な参画の促進

県や市町村は海岸漂着物問題に関する情報提供などを通じて、上流・下流域の幅広い地域の住民、事業者、民間団体などに対して海岸漂着物対策に係る活動への積極的な参画を促すよう努めます。

### ② 県民、事業者がボランティアとして自発的に参加しやすい体制づくり

県や市町村は、清掃活動の場の提供や清掃体験ツアーなどを企画するなど、県民、事業者がボランティアとして海岸美化活動に自発的に参加しやすい仕組みづくりに努めます。

### ③ 民間団体等との緊密な連携とその知見等の活用

県や市町村は、海岸漂着物対策に当たって、NPECや(公財)とやま環境財団を始めとする民間団体などとの緊密な連携の確保に努めるとともに、民間団体などの協力を得て、それらの団体が有する豊富な知見や幅広いネットワークを活用するよう努めます。

### ④ 民間団体等の活動における安全性の確保

県や市町村は、民間団体などが海岸漂着物等の回収を的確かつ安全に実施するために必要な情報の提供、危険物管理などに関する知識の普及や助言を行うことなどにより、その活動における安全性の確保に十分配慮するよう努めます。

これらの海岸漂着物対策の基本的方向性及びその内容を、表 3-1 に示します。

表3-1 海岸漂着物対策の基本的方向性及びその内容

基本的方向性	対 策 の 内 容
円滑な処理の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 海岸管理者等の処理、市町の協力、市町の要請</li> <li>② 地域住民や事業者、民間団体の協力</li> <li>③ 地域外からの海岸漂着物等に対する連携</li> <li>④ 漂流ごみ等の円滑な処理の推進</li> <li>⑤ 海岸漂着物等の適正処理</li> <li>⑥ 不法投棄物への対応</li> <li>⑦ 船舶から流出した油等の措置</li> <li>⑧ 災害廃棄物等の適正処理</li> <li>⑨ 大量の海岸漂着物等が蓄積する地域における処理の推進等</li> <li>⑩ 県による支援</li> <li>⑪ 国に対する要望等</li> </ul>
効果的な発生抑制の推進と流域が連携した取組みの拡大	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 陸域における清掃活動の展開、関係者間の連携</li> <li>② 3R+Renewable、デコ活の推進</li> <li>③ マイクロプラスチックの海域への排出の抑制</li> <li>④ 県民参加による森づくりの推進</li> <li>⑤ 海岸漂着物等に関する調査</li> <li>⑥ 情報の共有と情報発信</li> <li>⑦ ごみ等の発生抑制・適正処理と水域等への流出防止の推進</li> <li>⑧ 陸域等における不法投棄の防止</li> <li>⑨ 流木の発生抑制対策の検討、回収捕捉の推進</li> <li>⑩ 農業者、漁業者等への啓発</li> <li>⑪ 刈草の流出防止</li> </ul>
環境教育及び消費者教育並びに普及啓発の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 環境教育及び消費者教育の推進</li> <li>② 普及啓発の推進</li> <li>③ 環境教育等及び普及啓発における民間団体等の知見等の活用</li> <li>④ 環境教育等実施者との連携</li> </ul>
美しい富山湾を守る取組みの国内外への情報発信	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 県民の海岸保全意識の醸成と活動への参加促進</li> <li>② 国内外への情報発信と県内民間団体等との連携</li> <li>③ 民間団体等による海岸美化活動の情報発信</li> </ul>
国際協力の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 地域レベルの連携の促進</li> <li>② 関係国間の政策対話等への協力</li> <li>③ 民間団体等や学識経験者による国際的活動との連携</li> </ul>
多様な主体の役割分担と連携の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 地域住民、事業者、民間団体等の積極的な参画の促進</li> <li>② 県民、事業者がボランティアとして自発的に参加しやすい体制づくり</li> <li>③ 民間団体等との緊密な連携とその知見等の活用</li> <li>④ 民間団体等の活動における安全性の確保</li> </ul>

## 第4章 海岸漂着物対策を重点的に推進する区域及びその内容

### 1. 海岸漂着物対策を重点的に推進する区域

#### (1) 重点区域設定の考え方

海岸漂着物等が海岸に集積することにより海岸における良好な景観及び環境の保全に特に支障が生じ、重点的に対策を講ずることが必要とされる地域として、以下のいずれかに該当する区域を重点区域として設定します。

- A：海岸の利用状況や地域の経済活動を考慮し、海岸漂着物等の処理等を重点的に行うことが必要な海岸
- B：良好な景観や生態系など、海岸の優れた自然環境を保全するため、海岸漂着物等の処理等を重点的に行うことが必要な海岸
- C：周辺の区域などから現に大量の海岸漂着物等が漂着している海岸、又は今後災害などにより周辺の区域などから大量の海岸漂着物等の漂着が見込まれる海岸

また、重点区域は、富山県海岸保全基本計画と整合を図るほか、その一体性に配慮しつつ、必要かつ合理的なものとするように設定します。

#### (2) 重点区域の設定

重点区域は、表4-1及び図4-1のとおりとします。

表 4 - 1 ( 1 ) 重点区域の一覧

ゾーン区分	関係市町名	区域番号	区域	地区	延長 (m)	現況 施設	海岸管理者	A 利用 状況	B 自然 環境	C 漂着 物等	備考
下新川ゾーン	朝日町	1	朝日海岸 (境地区)	境地先	2,387	離岸堤 養浜工 人工リーフ 緩傾斜護岸	県 (河川課)		○	○	朝日県立自然公園
		2	朝日海岸 (宮崎地区)	宮崎～境地先	1,500	緩傾斜護岸 離岸堤 潜堤	県 (河川課)	○	○	○	宮崎海水浴場(ヒスイ海岸)、朝日ヒスイ海岸オートキャンプ場、朝日県立自然公園
		3	宮崎漁港海岸	宮崎地先	850	直立護岸 離岸堤 消波堤	県 (水産漁港課)	○	○	○	宮崎漁港、朝日県立自然公園
		4	朝日海岸 (朝日地区)	元屋敷～宮崎地先	1,150	直立護岸 緩傾斜護岸 消波堤 離岸堤 人工リーフ	県 (河川課)		○	○	朝日県立自然公園
		5	朝日海岸 (大屋地区)	東草野～下横尾地先	1,519	緩傾斜護岸 離岸堤 人工リーフ	県 (河川課)	○	○	○	海浜公園(キャンプ場)、朝日県立自然公園
		6	朝日海岸 (赤川・東草野地区)	赤川～東草野地先	1,326	緩傾斜堤防 離岸堤 人工リーフ	県 (河川課)			○	
	入善町	7	入善海岸 (入善地区)	下飯野～古黒部地先	10,000	緩傾斜堤防 離岸堤	県 (河川課)			○	
		8	入善漁港海岸	芦崎～下飯野地先	1,430	緩傾斜護岸 離岸堤 潜堤 直立護岸 消波堤	入善町 (キラキラ商工観光課)	○	○	○	入善漁港、園家山キャンプ場
	黒部市	9	黒部漁港海岸	生地地先	310	直立 護岸 突堤	県 (水産漁港課)	○		○	黒部漁港
		10	石田漁港海岸	浜石田～新町地先	355	直立 護岸	黒部市 (農業水産課)	○	○	○	石田漁港、石田浜海水浴場
		11	黒部海岸 (黒部地区)	荒俣～石田地先	6,517	堤防 消波堤 離岸堤 人工リーフ 突堤 緩傾斜堤防	県 (河川課)	○	○	○	石田浜海水浴場、大島キャンプ場

A：海岸の利用状況や地域の経済活動を考慮し、海岸漂着物等の処理などを重点的に行うことが必要な海岸

B：良好な景観や生態系など、海岸の優れた自然環境を保全するため、海岸漂着物等の処理などを重点的に行うことが必要な海岸

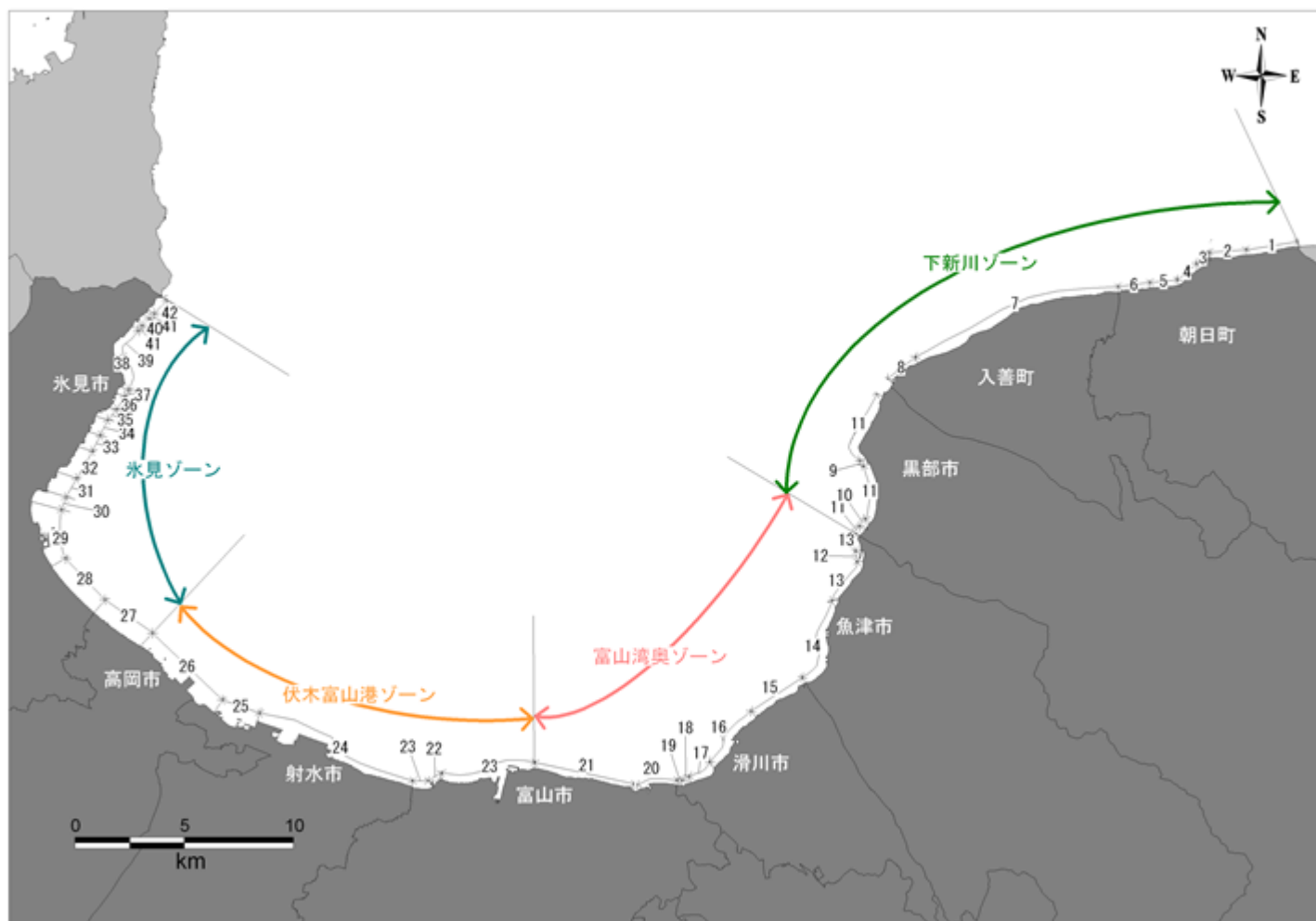
C：周辺の区域などから現に大量の海岸漂着物等が漂着している海岸、又は今後災害などにより周辺の区域などから大量の海岸漂着物等の漂着が見込まれる海岸

表4-1(2) 重点区域の一覧

ゾーン区分	関係市町名	区域番号	区域	地区	延長(m)	現況施設	海岸管理者	A 利用状況	B 自然環境	C 漂着物等	備考
富山湾奥ゾーン	魚津市	12	経田漁港海岸	経田西町～東町地先	370	直立護岸	魚津市 (農林水産課)	○		○	経田漁港
		13	魚津海岸 (経田地区)	北鬼江～経田地先	2,675	直立護岸 消波堤 離岸堤 突堤	県 (河川課)			○	
		14	魚津港海岸 (魚津地区)	三ヶ～北鬼江地先	4,084	緩傾斜護岸 離岸堤 突堤	県 (港湾課)	○	○	○	魚津港、ミラージュランド
	滑川市	15	滑川海岸 (吉浦地区)	笠木～吉浦地先	2,570	堤防 消波堤 離岸堤 人工リーフ突堤	県 (河川課)			○	専用自転車道
		16	滑川漁港海岸	三穂町～荒俣地先	3,120	直立護岸 緩傾斜護岸 離岸堤 突堤 消波堤	県 (水産漁港課)	○		○	滑川漁港、滑川海浜公園
		17	滑川海岸 (高月地区)	高月町地先	1,570	堤防 直立護岸 消波堤 離岸堤 突堤	県 (河川課)			○	
		18	高月漁港海岸	高月町地先	280	堤防 直立護岸 離岸堤 突堤	滑川市 (商工水産課)	○		○	高月漁港
		19	水橋海岸 (水橋地区)	魚躬地先	200	堤防 直立護岸 離岸堤	県 (河川課)			○	
		20	水橋漁港海岸	水橋朝日町～ 水橋辻ヶ堂地先	1,570	堤防 直立護岸 消波堤 離岸堤 突堤	富山市 (農業水産課)	○		○	水橋漁港
	富山市	21	富山海岸 (富山地区)	海岸通～浜黒崎地先	4,491	直立護岸 緩傾斜護岸 離岸堤 人工リーフ	県 (河川課)	○	○	○	クロマツ群落、浜黒崎の松並木(天然記念物)、浜黒崎海水浴場、岩瀬浜海水浴場、浜黒崎キャンプ場
		22	四方漁港海岸	四方一番町～ 四方恵比須町地先	140	直立護岸 消波堤 突堤	富山市 (農業水産課)	○		○	四方漁港
		23	伏木富山港海岸 (富山地区)	打出～岩瀬古志町地先	4,715	緩傾斜護岸 離岸堤 潜堤 突堤	県 (港湾課)	○	○	○	伏木富山港(富山地区)、岩瀬浜海水浴場、八重津浜海水浴場
		24	伏木富山港海岸 (新湊地区)	八幡町～本江地先	8,519	堤防 緩傾斜護岸 離岸堤 潜堤 突堤	県 (港湾課)	○	○	○	伏木富山港(新湊地区)、海老江海水浴場、新湊マリナー、海王丸パーク
		25	新湊漁港海岸	港町～八幡町地先	1,420	離岸堤 堤防護岸	県 (水産漁港課)	○		○	新湊漁港
	射水市	26	伏木富山港海岸 (伏木地区)	高岡市雨晴～ 射水市庄西町地先	2,868	堤防 直立護岸 緩傾斜護岸 離岸堤 潜堤	県 (港湾課)	○	○	○	伏木富山港(伏木地区)、雨晴海岸、能登半島国定公園
		高岡市	26	伏木富山港海岸 (伏木地区)	高岡市雨晴～ 射水市庄西町地先	2,868	堤防 直立護岸 緩傾斜護岸 離岸堤 潜堤	県 (港湾課)	○	○	○

表4-1(3) 重点区域の一覧

ゾーン区分	関係市町名	区域番号	区域	地区	延長(m)	現況施設	海岸管理者	A利用状況	B自然環境	C漂着物等	備考
氷見ゾーン	高岡市	27	高岡海岸 (太田地区)	太田地先	2,841	緩傾斜護岸 離岸堤 人工リーフ 突堤	県 (河川課)	○	○	○	雨晴海岸、松太枝浜海水浴場、雨晴・松太枝浜キャンプ場、能登半島国定公園
	氷見市	28	氷見海岸 (島尾地区)	窪～島尾地先	2,930	緩傾斜護岸	県 (河川課)	○	○	○	海浜植物群落、島尾海水浴場、島尾キャンプ場、氷見市海浜植物園、松田江キャンプ場、能登半島国定公園
		29	氷見漁港海岸	間島～地藏町地先	2,240	緩傾斜護岸 直立護岸 離岸堤 潜堤 突堤	県 (水産漁港課)	○	○	○	氷見漁港、唐島、能登半島国定公園
		30	氷見海岸 (阿尾地区)	阿尾～間島地先	1,236	緩傾斜護岸 消波堤 離岸堤 人工リーフ 突堤	県 (河川課)		○	○	能登半島国定公園、阿尾城址
		31	阿尾漁港海岸	阿尾地先	630	直立護岸 緩傾斜護岸 離岸堤 潜堤 突堤	氷見市 (水産振興課)	○	○	○	阿尾漁港、阿尾城址、能登半島国定公園
		32	藪田漁港海岸	泊～藪田地先	1,610	直立護岸 緩傾斜護岸 離岸堤 潜堤 突堤	氷見市 (水産振興課)	○	○	○	藪田漁港、能登半島国定公園
		33	氷見海岸 (泊地区)	泊地先	950	離岸堤 突堤	県 (河川課)		○	○	能登半島国定公園
		34	氷見海岸 (宇波地区)	宇波地先	638	消波堤 離岸堤	県 (河川課)		○	○	能登半島国定公園
		35	宇波漁港海岸	脇方～宇波地先	630	直立護岸 消波堤 離岸堤 潜堤 突堤	氷見市 (水産振興課)	○	○	○	宇波漁港、能登半島国定公園
		36	氷見海岸 (小境地区)	小境地先	850	緩傾斜護岸 離岸堤 養浜工 潜堤 突堤	県 (河川課)	○	○	○	小境海水浴場、能登半島国定公園
		37	大境漁港海岸	大境地先	480	直立護岸 消波堤	氷見市 (水産振興課)	○	○	○	大境漁港、小境海水浴場、能登半島国定公園
		38	氷見海岸 (姿地区)	姿地先	1,520	直立護岸 離岸堤	県 (河川課)		○	○	マサキ・トベラ群落、虻ヶ島とその周辺(名勝、天然記念物)、能登半島国定公園
		39	氷見海岸 (中田地区)	中田地先	1,825	離岸堤 突堤	県 (河川課)		○	○	能登半島国定公園
		40	女良漁港海岸	中波地先	400	直立護岸	氷見市 (水産振興課)	○		○	女良漁港
		41	氷見海岸 (中波地区)	中波地先	535	消波堤 離岸堤	県 (河川課)			○	
42	氷見海岸 (脇地区)	脇地先	1,060	離岸堤 突堤	県 (河川課)			○			



注：図中の番号は富山県海岸保全基本計画の区域番号を示す。

図4-1 重点区域位置

## 2. 重点区域における海岸漂着物対策

### (1) 海岸漂着物等の処理に関する事項

県内においては、これまで、海岸管理者等が沿岸市町、地域住民、民間団体などの協力を得ながら、連携して海岸漂着物等（漂流ごみ等を除く。（1）において同じ。）の回収・処理を実施してきました。このような実態を踏まえ、海岸漂着物等の回収・処理については、国の支援制度を活用しながら、次のとおり実施することとします。

①流木などの人力では回収が困難な重さのもの、②災害などにより大量に流れ着いたもの、③直立護岸、消波ブロック、天然の崖など、陸上からのアクセスが困難、あるいは足場が悪いなど危険な場所での作業を伴うもの、④医療器具や有害液体が入った廃ポリタンクなどの危険なものなどについては、海岸管理者等が主体となって迅速な回収に努めます。

また、人力で回収できる海岸漂着物等については、より美しい海岸環境を目指して、市町の協力や地域住民、民間団体などのボランティアによって行われる清掃活動により、回収を進めます。（表4-2参照）

表4-2 海岸漂着物等の回収・処理における役割分担

区 分	人力では回収が困難な重さや量の海岸漂着物等、回収に危険な作業を伴う海岸漂着物等	左記以外の海岸漂着物等
回収	海岸管理者等	市町 <sup>※1</sup> 、地域住民、民間団体など
収集・運搬	海岸管理者等	市町
処分	海岸管理者等	市町 <sup>※2</sup>

※1 海岸漂着物処理推進法及び基本方針に基づき、必要に応じ、海岸管理者等に協力する義務あり

※2 海岸管理者等からの協力依頼を受けて、廃棄物処理施設の処理能力の範囲内で実施するものを含む

回収された海岸漂着物等については、廃棄物処理法に基づき、適正に収集・運搬及び処分を行います。なお、海岸管理者等が回収した廃棄物について、市町が海岸管理者等から協力依頼を受けた場合には、廃棄物処理施設の処理能力の範囲内で処分に協力するものとします。

漂着物の大量漂着時等における住民等からの相談については、海岸管理者等に情報を集約し、必要に応じ、沿岸市町や関係団体等の協力を得ながら対応します。

また、回収・処理の実施の時期などについては、海岸漂着物等の状況、利活用の状況、地域の体制などを踏まえ、海岸管理者等、市町などの関係機関が協議して、適宜、適切に設定するものとします。海岸漂着物等の処理における役割分担と相互協力の概念図は図4-2のとおりとなります。

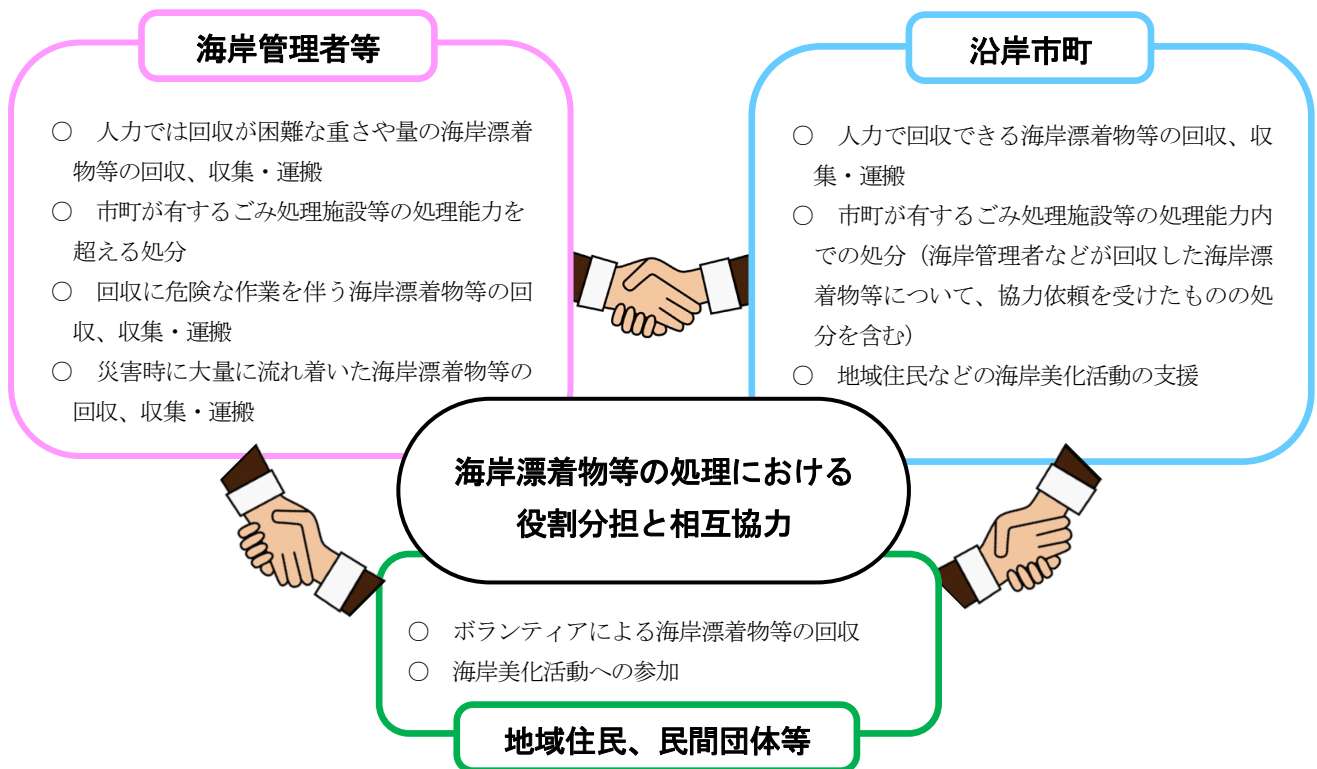


図 4 - 2 海岸漂着物等の処理における役割分担と相互協力の概念図

(2) 漂流ごみ等の処理に関する事項

沿岸海域において、漂流ごみ等が地域住民の生活に影響を及ぼすこと、漁業および観光業などの経済活動に支障を及ぼすことを防ぐため、日常的に海域を利用する漁業者等及び漁業関係団体と、漁港管理者等、市町が連携して、国の支援制度を活用しながら、次のとおり実施することとします。

漁業者が操業時に回収した漂流ごみ等については、陸揚げされた漁港等の漁港管理者等から協力依頼を受けた市町が、そのごみ処理施設等の処理能力の範囲内で収集・運搬及び処分するものとし、当該処理施設で処分できないものは、漁港管理者等が廃棄物処理法に基づき適正に収集・運搬及び処分を行います。（表 4 - 3 参照）

表 4 - 3 漂流ごみ等の回収・処理における役割分担

区 分	沿岸市町処理施設で処理できるもの※	左記以外の漂流ごみ等
回収、保管	漁業者等	
収集・運搬	市町	漁港管理者等
処分	市町	漁港管理者等

※ 漁港管理者等からの依頼を受けて、廃棄物処理施設の処理能力の範囲内で実施するもの

### (3) 海岸漂着物等の発生抑制、環境教育等及び普及啓発に関する事項

県や市町村は、海岸漂着物等の発生の状況や原因を把握するための定期的な調査を行うほか、海岸漂着物等の発生抑制を図るために3Rの推進など必要な施策を実施します。また、県や市町村への財政的支援が恒久的かつ十分に得られるよう国に働きかけるほか、国が行う、国際社会への情報発信、国際協力の推進、外交上の適切な対応に連携・協力します。

県や市町村は、ごみの減量化を推進するとともに、発生抑制に関する環境教育や消費者教育、普及啓発を実施します。また、海岸漂着物対策に係る活動への県民、事業者、民間団体などの積極的な参画を呼びかけ、連携を促進します。県民、事業者、民間団体などは、エシカル消費に基づく適切な商品選択や3Rの実践など主体的な取組みを推進し、廃棄物の適正処理を行うとともに海岸美化活動や環境教育、普及啓発に関する活動へ参画し、県や市町村の取組みに協力するよう努めます。

これらの海岸漂着物等の効果的な発生抑制、環境教育等及び普及啓発における役割分担と相互協力の概念図は、図4-3のとおりとなります。



図4-3 効果的な発生抑制に係る役割分担及び相互協力の概念図

また、県、市町村、その他の関係者が、適宜取り組む、海岸漂着物等の発生抑制対策の内容を表4-4に、環境教育及び普及啓発の内容を表4-5に示します。

表4-4 海岸漂着物等の発生抑制対策の内容

区分	具体的な取組み	実施主体
陸域を含めた幅広い地域における清掃活動の展開等	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 「みんなできれいにせんまいけ大作戦」一斉清掃等、流域で連携した県土美化活動等の展開</li> <li>② 「とやま海ごみボランティア部」を中核に、企業・団体等と協働した清掃美化活動の周知や清掃イベントの機会創出</li> <li>③ 個人や団体・事業者等の自主的な清掃美化活動の促進</li> </ul>	県、市町村
3R+ Renewable、 デコ活の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 「とやま廃棄物プラン」に基づく資源循環の推進</li> <li>② 「容器包装分別収集促進計画」に基づく容器包装廃棄物のリサイクルの促進</li> <li>③ 「ごみゼロ推進大運動」「とやまエコ・ストア制度」「デコ活」等の展開</li> <li>④ 市町村等の3Rの取組みに対する支援</li> </ul>	県
	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 「一般廃棄物処理計画」に基づくごみ減量化の推進</li> <li>② 「容器包装分別収集計画」に基づく容器包装廃棄物のリサイクル、プラスチックの一括回収の推進</li> <li>③ 3Rの推進に関する県の施策への協力</li> </ul>	市町村
マイクロプラスチックの海域への排出の抑制	<ul style="list-style-type: none"> <li>① マイクロプラスチックの分布実態等に関する調査の実施</li> <li>② 海岸におけるマイクロプラスチック調査の実施</li> <li>③ 使い捨てプラスチックの削減</li> </ul>	県、NPEC
	① マイクロプラスチックの使用の抑制、飛散・流出の防止	事業者
県民参加による森づくりの推進	① 「水と緑の森づくり税」を活用した里山の再生整備、混交林の整備森林ボランティア活動や企業の森づくり活動への支援等	県
海岸漂着物等に関する調査	① 海岸漂着物等の発生の状況や発生源等に関する調査の実施	県、市町村
	① 北東アジア地域自治体連合（NEAR）プロジェクト等を活用した国際的な海辺の漂着物調査の実施	県、NPEC、 環日本海沿岸自治体
情報の共有と情報発信	① 海辺の漂着物調査結果など海岸漂着物等に関する各種情報の取りまとめや、ウェブサイトやSNS等インターネットを活用した広報	県、NPEC
	② 環日本海沿岸自治体との情報・意見交換会議の開催	
	① インターネット等を活用した民間団体等の活動内容の情報発信	県、市町村、 関係団体等
ごみ等の減量化や適正処理の	① 「とやま廃棄物プラン」、「一般廃棄物処理計画」等に基づく廃棄物の適正処理の推進	県、市町村

推進 陸域等における 不法投棄の防止	② 廃棄物の適正処理に係る指導・助言 ③ ポイ捨てるの防止や、ごみの持ち帰り運動の展開 ④ 不法投棄監視パトロール等の実施 ⑤ 監視カメラや警告看板の設置等 ⑥ 企業、団体等と連携した監視・通報体制の整備	
	① 3Rや廃棄物の適正処理に関する県や市町村の施策への協力 ② 管理する土地や物品を適正に管理し、河川等水域への流出を防止 ③ イベントや事業活動により発生したごみの適正な処分	地域住民、 事業者、 民間団体等
流木の発生抑制 対策の検討等	① 「富山県流木対策会議」における発生抑制対策の検討 ② ダム湖、砂防えん堤における回収・捕捉の推進	国、県、市 町村等
農業者、漁業者 等への啓発	① 農業用廃プラスチックの適正処理や被覆肥料殻の流出防止に関する周知、指導 ② 生分解性素材等環境に配慮した農業資材への転換促進 ③ 海洋生態系の維持・回復のため漁業者が取り組む海岸漂着物等の回収・処理の推進 ④ 農業・園芸、漁業等の分野へ、資材等の流出防止対策の呼びかけ	県、民間団 体等
刈草の流出防止	① リーフレット等による周知 ② 草刈業者への呼びかけ	県、市町村
	① 草刈り後の草等の適正管理や用排水路等におけるごみの回収活動の実施	地域住民、 民間団体等

表 4-5 環境教育及び消費者教育並びに普及啓発の内容

区分	具体的な取組み	実施主体
環境教育及び消費者教育の推進	① 学校や自治会等で、海岸漂着物等の問題について学習できる学習器材の作成、配布 ② 「とやま環境フェア」、「ごみゼロ推進県民大会」等を活用した環境教育の推進 ③ 海辺の漂着物調査等を活用した体験学習の実施 ④ 職員等による出前県庁、しごと談義等の実施 ⑤ 教育機関や地域の活動団体等と連携した環境教育の推進	県、NPEC
	① 環境イベントを活用した環境教育の推進 ② 各種研修会や施設見学会、出前講座等を活用した環境教育の推進	市町村
	① 海岸漂着物等の清掃体験の実施 ② 海岸や街なかの美化活動に参加しやすい仕組みづくり ③ SDGsやエシカル消費、デコ活に関する理解の促進 ④ 消費者教育の推進	県、市町村
普及啓発の推進	① 海洋ごみや海洋プラスチックごみ問題を正しく理解するための普及啓発資材（※）や体験型展示物等の作成、配布、貸出 ② 広報誌、ポスター、ウェブサイト、マスコミ、SNS・動画等による広報 ③ 富山県県土美化推進県民会議等と連携した、漂着物に関する集中的な情報発信期間の設定による普及啓発活動の強化 ④ 地域の環境美化や3R活動等に功労のあった個人・団体に対する表彰を実施	県、市町村
	① 海洋ごみ問題に関する県民向けのPRイベント等の開催	県、NPEC

※ 関連情報「海岸漂着物ポータルサイト ～美しい海岸を守るために～」(富山県環境政策課)

<https://www.pref.toyama.jp/1705/kurashi/kankyoushizen/kankyou/kj00014049.html>

(各種普及啓発資材のダウンロードが可能)

## 第5章 海岸漂着物対策の実施に当たって配慮すべき事項

### 1. 海岸漂着物等の状況の把握

県は、地域住民や関係地方自治体、国などと連携しながら、県内の海岸漂着物等の状況や流域のごみの散乱状況を把握します。また、その結果については、適宜取りまとめ、広く情報提供するよう努めます。

### 2. 災害などの緊急時における対応

災害などにより大量の海岸漂着物等が発生した場合や危険物の漂着が見られる場合は、関係者が緊密に連携し、被害拡大の防止など適切かつ迅速な対応に努めます。また、災害などにより大量に発生した海岸漂着物等については、国の補助制度を活用し、海岸管理者等が主体となって、必要に応じ、国、沿岸市町、関係団体等の協力を得ながら、可能な限り速やかに回収・処理するよう努めます。

### 3. リスクマネジメントの強化

海岸漂着物対策の実施者は、活動実施時の広範なリスクを想定した安全管理体制の構築に努め、必要な対策を適切に講じることとします。（各種の感染症の流行状況に応じた感染拡大防止策や熱中症対策等）

### 4. 地域住民、関係団体などの参画と情報提供

県は、学識経験者、関係行政機関、全市町村、関係する事業者や住民などの団体で構成する「富山県海岸漂着物対策推進協議会」において、地域計画の実施状況や海岸漂着物対策についての意見・情報交換等を行い、各主体の取組みに反映するよう努めます。

また、県は、市町村等の協力を得て、清掃活動団体や団体の活動情報を把握するとともに、その結果を取りまとめて、広く情報提供するよう努めます。

### 5. 計画の実効性の確保

県は、計画に盛り込まれた施策を着実に推進するとともに、富山県海岸漂着物対策推進協議会と連携しながら、目標の達成状況の継続的な検証や必要に応じた施策の見直しなどを行います。

## ○用語解説（五十音順）

### アダプト・プログラム

アダプト（adopt）とは、英語で養子縁組するという意味で、市民が公共スペースを里親のように愛情を持って面倒を見る（清掃・美化活動を行う）ことから命名されたもの。市民と自治体がお互いの役割分担について協議・合意し、継続的に美化活動を進めることをアダプト・プログラムという。

### エシカル消費

人や社会、環境、地域など周囲に配慮した消費をすること。エシカル（ethical）＝倫理的・道徳的。エシカル消費を心がけ、人や社会、環境、地域に配慮した商品を選ぶ人が増えると、そうした商品を作る生産者も増え、社会全体が豊かで持続可能なものになると考えられる。

### SDGs

Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）の略。平成27年9月の国連サミットで採択された、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された、2030年を目標年とした国際目標。17分野にそれぞれのゴール（目標）が設定されている。

### SDGs 未来都市、自治体 SDGs モデル事業

内閣府が、中長期を見通した持続可能なまちづくりのため、地方創生分野における日本の「SDGsモデル」の構築に向けて選定するもの。SDGsの理念に沿った基本的・総合的取組みを推進しようとする都市・地域の中で、特に、経済・社会・環境の三側面における新しい価値創出を通して持続可能な開発を実現するポテンシャルが高い都市・地域を「SDGs未来都市」として、その中から特に先導的な取組みを「自治体SDGsモデル事業」として選定している。2018年度からの7か年で「SDGs未来都市」215都市、「自治体SDGsモデル事業」70事業が選定された。（令和7年11月現在）

### 大阪ブルー・オーシャン・ビジョン

2019年大阪G20サミットで日本が提唱した「2050年までに海洋プラスチックごみの追加的な汚染をゼロにする」国際的なビジョン。各国や国際機関が参加し、国際的な枠組みや行動計画につながっている。

### 海岸漂着物対策活動推進員等

海岸漂着物対策活動推進員または海岸漂着物対策活動推進団体。海岸漂着物処理推進法に基づき、都道府県知事が委嘱または指定するもの。海岸漂着物対策の推進を図るための活動に熱意と識見を有する者または海岸漂着物対策の推進を図るための活動を行う民間の団体であり、海岸漂着物対策の重要性について住民の理解を深めたり、住民や民間団体の活動に対する助言や情報提供等、国や地方自治体が行う対策への協力等の活動を行う。

## サーキュラーエコノミー（循環経済）

資源を「取る→使う→捨てる」の直線型ではなく、再使用・リサイクル・アップサイクルなどを通じて循環させる経済の仕組み。

## 再生可能資源

生物資源（＝バイオマス。動植物に由来する有機物である資源で、原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭を除く）に原料を由来する素材。トウモロコシやサトウキビ等を原料とするバイオマスプラスチック、生分解性プラスチック、紙、CNF（セルロース・ナノファイバー）等。化石由来プラスチックの代替素材として期待が寄せられている。

## スマホアプリ「ピリカ」

個人や団体、企業など、だれでも気軽にごみ拾い活動の様子を投稿することができる、無料の SNS サービス。これまで世界 130 カ国以上で、合計 4 億個以上のごみ拾い活動が報告されている。（令和 7 年 6 月現在）

## 生分解性プラスチック

使用するときには従来のプラスチック同様の性状と機能を維持しつつ、使用後は自然界の微生物などの働きによって生分解され、最終的には水と二酸化炭素に完全に分解されるプラスチック。

## 世界で最も美しい湾クラブ

フランス・ヴァンヌ市に本部を置く非政府組織（NGO）で、世界遺産のモンサンミッシェル湾、ベトナム・ハロン湾など、世界の名立たる湾が加盟し、湾を活用した観光振興と資源の保全を目的に活動している。（1997 年設立）

## とやま海ごみボランティア部

海洋ごみ削減に向け、令和 4 年 7 月 3 日に設立された県内の企業やボランティア団体、グループ等が連携する枠組み。各メンバーは県内の海岸、街なか、ご近所での清掃活動や、身近な人に海洋ごみ問題についての理解を広める活動を行う。

## 富山県カーボンニュートラル戦略

令和 5 年 3 月に、富山県が 2050 年の温室効果ガス排出量実質ゼロ（カーボンニュートラル）達成のために、2030 年度までに実施すべき取り組みをとりまとめた総合戦略。

## 富山物質循環フレームワーク

平成 28 年 5 月 15 日～16 日に開催された G 7 富山環境大臣会合において採択されたコミュニケ（声

明書)の附属書で、国際的に連携して資源効率性や3Rに取り組むことを示した世界の先進事例ともいべき国際的な枠組み。

### **北西太平洋地域海行動計画 (NOWPAP : North West Pacific Action Plan)**

複数の国で共有される海域について、海洋環境保全に関して関係国の協調による行動を推進するため、国連環境計画 (UNEP) が進める地域海行動計画の一つで、日本海及び黄海を対象として、平成6年9月の第1回政府間会合において、日本、中国、韓国及びロシアの4か国により採択された。各国では地域活動センター (RAC) が指定され、NOWPAP の個別の事業を推進している。日本では (公財) 環日本海環境協力センターが特殊モニタリング・沿岸環境評価地域活動センター (CEARAC) として指定されている。

### **北東アジア地域自治体連合 (NEAR)**

北東アジア地域の自治体間の交流協力を推進し、共同发展を目指して、平成8年に設立された自治体による国際組織 (会員 : 6か国 82自治体) のこと。

富山県は、当初 (11年) から継続して環境分科委員会のコーディネート自治体を務め、会議の開催をはじめ、海辺の漂着物調査や青少年の環境教育プログラムなどの共同プロジェクト、進捗管理等を行っている。

### **プラスチック資源循環戦略**

環境省が 2019 年に策定した、日本におけるプラスチックの資源循環に関する総合戦略。「3R + Renewable (再生可能資源の利用)」を基本理念とし、使い捨てプラスチックの削減、リユース・リサイクルの促進、バイオプラスチックなど代替素材の導入を進める。2025年・2030年の具体的な数値目標を定め、2050年を見据えた循環経済の実現と海洋ごみ削減を目指している。

### **プラスチック・スマート**

世界的な海洋プラスチック問題の解決に向けて、環境省が平成30年に開始したキャンペーン。海洋プラスチック問題の解決に貢献する企業、自治体、NGOなどの取組みを募集し、ウェブサイトやSNSを通じ、プラスチックと賢く付き合うための取組みやアイデアを国内外に発信している。

### **マイクロプラスチック**

5mm以下の微細なプラスチック類。含有・吸着する化学物質が食物連鎖に取り込まれ、生態系に及ぼす影響が懸念されている。

### **マイクロビーズ**

化粧品や歯磨き粉の中には、角質除去や清浄の目的で、研磨剤 (スクラブ剤) として小さなビーズ状のマイクロプラスチック (マイクロビーズ) が含まれている。マイクロビーズは下水処理施設で沈

殿除去されても、1～5%は流れ出てしまう。